１．件　名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊３号炉）
（４９８）
２．日　時：令和５年４月１８日　１３時３０分～１５時４０分
１５時５０分～１６時４５分
３．場　所：原子力規制庁　８階Ａ会議室（一部ＴＶ会議システムを利用）
４．出席者：（※　ＴＶ会議システムによる出席）
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
宮本上席安全審査官※、片桐主任安全審査官、秋本安全審査官、
平本安全審査専門職、上田審査チーム員

北海道電力株式会社：
原子力事業統括部　部長（審査・運営管理担当）、他６名
原子力事業統括部　原子力安全推進グループ（担当課長）※、他１名※

５．自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和４年３月９日　第７０回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

６．その他
提出資料：
（１）泊発電所３号炉　「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料　１．２　原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等（ＳＡＴ１０２　ｒ．５．０）
（２）泊発電所３号炉　設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）２．２　原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【４５条】（ＳＡ４５　ｒ．４．４）
（３）泊発電所３号炉　「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料　比較表　１．２　原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等（ＳＡＴ１０２－９　ｒ．５．０）

（４）泊発電所３号炉　設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表　２．２　原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【４５条】（ＳＡ４５－９　ｒ．４．３）
（５）泊発電所３号炉　ヒアリングコメント回答リスト（技術的能力 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等）
（６）泊発電所３号炉　ヒアリングコメント回答リスト（第 45 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備）
（７）泊発電所３号炉　前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト　技術的能力 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等
（８）泊発電所３号炉　前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト　第 45 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
（９）泊発電所３号炉　「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料　１．３　原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等（ＳＡＴ１０３　ｒ．５．０）
（１０）泊発電所３号炉　設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）２．３　原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【４６条】（ＳＡ４６　ｒ．４．４）
（１１）泊発電所３号炉　設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料　４６条（ＳＡ４６Ｈ　ｒ．４．２）
（１２）泊発電所３号炉　「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料　比較表　１．３　原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等（ＳＡＴ１０３－９　ｒ．５．０）
（１３）泊発電所３号炉　設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表　２．３　原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【４６条】（ＳＡ４６－９　ｒ．４．３）
（１４）泊発電所３号炉　設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料　比較表　４６条（ＳＡ４６Ｈ－９　ｒ．０．１）
（１５）泊発電所３号炉　ヒアリングコメント回答リスト（技術的能力 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等）
（１６）泊発電所３号炉　ヒアリングコメント回答リスト（第 46 条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備）
（１７）泊発電所３号炉　前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト　技術的能力 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等
（１８）泊発電所３号炉　前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト　第 46

条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
（１９）泊発電所３号炉　「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料　１．１１　使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等（ＳＡＴ１１１　ｒ．５．０）
（２０）泊発電所３号炉　設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）２．１１　使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【５４条】（ＳＡ５４　ｒ．４．３）
（２１）泊発電所３号炉　「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料　比較表　１．１１　使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等（ＳＡＴ１１１－９　ｒ．５．０）
（２２）泊発電所３号炉　設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表　２．１１　使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【５４条】（ＳＡ５４－９　ｒ．４．２）
（２３）泊発電所３号炉　ヒアリングコメント回答リスト（技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等）
（２４）泊発電所３号炉　ヒアリングコメント回答リスト（第 54 条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）
（２５）泊発電所３号炉　前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト　技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等
（２６）泊発電所３号炉　前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト　第 54 条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備
（２７）泊発電所３号炉　重大事故等対策の有効性評価　７．３．１　想定事故１（ＳＡＥ７３１　ｒ．７．０）
（２８）泊発電所３号炉　重大事故等対策の有効性評価　比較表　７．３．１　想定事故１（ＳＡＥ７３１－９　ｒ．７．０）
（２９）泊発電所３号炉　ヒアリングコメント回答リスト（有効性評価 7.3.1 想定事故１）
（３０）泊発電所３号炉　前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト　有効性評価 7.3.1 想定事故１
（３１）泊発電所３号炉　重大事故等対策の有効性評価　７．３．２　想定事故２（ＳＡＥ７３２　ｒ．７．０）
（３２）泊発電所３号炉　重大事故等対策の有効性評価　比較表　７．３．２　想定事故２（ＳＡＥ７３２－９　ｒ．７．０）
（３３）泊発電所３号炉　ヒアリングコメント回答リスト（有効性評価 7.3.2 想定事故２）
（３４）泊発電所３号炉　前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト　有効性評価 7.3.2 想定事故２
（３５）泊発電所３号炉　重大事故等対策の有効性評価「想定事故１」「想定事

故２」（審査会合における指摘事項回答）

以上

別紙

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁アキモトですそれでは本日の泊発電所3号炉のヒアリングを開始したいと思います今日は、重大事故等対策の有効性評価想定事故1、2等のですね、含めた設備手順もありますというところですと、
0:00:19	ではまずは、想定事故一、二の方からですかね、ご説明お願いします。
0:00:27	はい。北海道電力の青木です。それではまず初めに資料7のパワーポイントですね、2月28日の審査会合での指摘事項回答に関して、ご説明させていただきます。
0:00:39	2月28日の審査会合で4件コメントいただいております。まず1ページ目ですけれども、23028－5番です。
0:00:49	指摘事項としては100度到達までの評価を使用済み燃料ピットからＢＣ、使用済み燃料ピットに変更することに関して原子炉から取り出した直後の崩壊熱の高い燃料を、使用済み燃料ピットに貯蔵することは技術的には可能であり、
0:01:03	泊3号炉の場合、沸騰開始時間も早いため、有効性評価上の条件としている貯蔵場所を保安規定で担保することの必要性を検討し説明することと。
0:01:12	いうことですんで、すいません早速2ページの方なんですけども、
0:01:18	こちらの方、
0:01:20	2、原子炉停止から起動までの流れを書いておりまして、図の2ページの下のところですね病棟ですね流速のところですけども、
0:01:28	右下にあります燃料取替キャナル、原子炉に燃料を取り出して赤矢印で引っ張っているところから、の流れで燃料を取り出すんですけども、有効性評価ではｂの使用済み燃料ピットに熱い燃料他の高い燃料を敷き詰めて、
0:01:43	沸騰時間を評価していると。それに対して技術的には、物理的には多くのまで持っていけますよねと。
0:01:49	そうすると沸騰時間がもっと早くなるのでそれを保安規定とかで担保する必要があるのかないのかという、いうところの指摘ということになっておりますけども、
0:02:00	はいすいません、また1ページに戻りまして、
0:02:06	回答のところですけども、有効性評価の条件を担保するため、燃料取り出し時に、原子炉から取り出した全燃料はエリートず燃料ピットに貯蔵し、燃料装荷完了まで周済み燃料ピットに移動させない旨を、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:19	保安系の下部規定に定めるということで、回答させていただこうと思っております。
0:02:25	また丸上から丸三つは、先ほどの図で説明した通りのことが書いておりまして一番下のところですけども、一番下の丸でなお燃料が炉心に装荷されている期間においては、使用済み燃料ピットの崩壊熱の高い燃料を、
0:02:39	敷き詰めた評価を実施し、上記の時間を満足していることから、運用上の制限は不要であるということで、
0:02:45	また、2 ページになりますけども、2 ページの燃料取り出しと装荷の期間は、全燃料をＰＰＢ、
0:02:52	貯蔵すると、エリア移動させないと、それ以外の期間に関しては特段制限は不要というふうに考えて、
0:02:59	見るというものになります。5 番の回答については以上ですけども、このまま続けて説明させてもよろしいですか。はい。
0:03:09	北海道電力古谷でございます。次はパワーポ 3 ページになり、
0:03:15	3 ページになります。
0:03:17	指摘事項が 2302 年、8 の 6 番ということで、
0:03:23	指摘事項ですけれども、想定事故 1 では注水準備完了が 5.7 時間に対して 100 度到達が 6.6 時間、想定事故 2 では 100 度到達が 5.8 時間となっています。
0:03:36	柏崎刈羽 67 号炉の適合性審査においてられた技術的知見を踏まえ、
0:03:42	沸騰状態となる前に注水準備を完了する方針としているが、余裕時間が少ないため、地震起因のスロッシング等踏まえても、注水準備完了時間が妥当なものであるかどうかを検討し説明することというご指摘をいただいております。
0:04:00	その下に回答を記載してございます。衛藤二つ目の丸に記載しておりますが、先行審査実績も踏まえますと、さらなる余裕の確保が必要だというふうに認識いたしまして、
0:04:14	手順の見直しそれから要員の増員をとしてございます。4 ページ目、2 をお願いいたします。
0:04:25	左側に 2 月 28 日の審査会合の資料タイムチャートの概略のタイムだと、載せてございます。
0:04:35	左側の可搬型、計器等設置を終えた後にホース敷設をするとか、あと左上に書いてある補給水系の故障判断をした後にホース敷設等を行う、あとアクセスルートの復旧、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:52	も考慮していましたのでこの時間になっていたという状況でございます。
0:04:58	右側に手順等の見直しを記載して、タイムチャートを修正したものを記載してございます。
0:05:08	タイムチャートのほうに書いてある丸、
0:05:11	の数字と、肥田下の方に書いてある変更後の運用のマルはリンクしてございまして、
0:05:18	①番のところですけれども、補給水系の故障判断を待たずに、冷却機能喪失を判断すればすぐ
0:05:28	ホースの敷設を開始するという手順の見直し。
0:05:32	それから②番については、可搬型計器の設置をしながら、
0:05:39	病院を分けまして、ホース敷設も並行してやっていくという手順の見直し。
0:05:45	それから、同じく②番のところ、
0:05:49	③番のところですけれども、
0:05:52	災害対策要員括弧支援という二名、1 と I というふうに書いてますがこの二名を注水準備の要員に増員しまして、
0:06:04	その二名で、
0:06:07	燃料取扱棟内のホース敷設を行うということで並行作業にしてございます。
0:06:15	④番としては、
0:06:20	大型送水ポンプ車の水源については、海を優先して使用することで、水源選択に関わる時間をロスを減らして、
0:06:31	注水準備を開始するというふうに見直しております。あと 5 番目、
0:06:37	については、
0:06:39	もともと送水ポンプ車の準備、ホース敷設等を要員 6 名で行うと。
0:06:46	いう左側の要員だったんですけどもそれを 3 名に、
0:06:51	要員は減らしておりますけれども、殊、準備開始を早めたりすることによって、
0:06:59	4. 4 時間後に注水準備を完了するということで手順等を見直してございます。
0:07:06	1 ページ 3 ページ目に戻っていただきまして、
0:07:13	二つ目の丸のところに戻っていただきますと余裕時間としては想定事故 1 については、これまで 0. 9 時間の余裕でしたが 2.2 時間、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:24	になっておりますまた想定事項については、0.1時間から約1．4時間ということで、
0:07:31	%先行プラントと同等になったのかなというふうに考えてございます。
0:07:37	それから、あとその下に矢羽根へと二つ目位置を記載し、二つ目ですけれども、
0:07:44	運転員の方でも常設設備による淡水の注水準備は並行して行っておりますので、これが使えない場合に、
0:07:54	江藤を可搬型の大型送水ポンプ車で、改正を注水しますという準備手順にしてございます。
0:08:01	三つ目の矢羽根はアクセスルートの復旧を不要したということです。それから、最後の歩の矢羽根についてはＦＨＢ内のホース敷設作業を完了できるように、
0:08:13	災害対策要員確保支援二名を注水準備に増員したということを記載してございます。
0:08:20	5ページ目には、
0:08:25	ＳＡ時の体制、
0:08:27	災害対策要員括弧支援のところを赤文字で示してますが体制の全体的な体制、これは夜間、休日も含めて、常駐してる要員の中で、
0:08:38	災害対策要員確保支援を確保してございます。
0:08:42	6ページについては、参考資料と書いて自主対策ではあるんですけれども、
0:08:49	さらなる作業性の向上を図るために、常設配管を設置しまして、
0:08:55	燃料取扱棟外に本数、接続を設けており、設ける予定で方針でございます。
0:09:03	地震起因のスロッシングによる溢水や、清済み燃料ピット水の沸騰等の影響によって、
0:09:11	燃料取扱棟内の作業環境が悪化した場合でも、アクセスすることなく注水が可能ということで、自主対策設備として設置する予定でござい、計画でございます。
0:09:23	以上が、2302286の回答でございます。
0:09:29	引き続き、7ページをお願いいたします。
0:09:37	指摘事項23－0287番ですけれども、こちらは事象発生3時間以降に必要な参集要員二名に対して、
0:09:47	発電所構外から参集可能な要員が二名としている、燃料補給の要員についてのご指摘でございます。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:58	先日 4 月 11 日の技術的能力の 1.0 の方でもご説明しましたが回答ですが、
0:10:05	泊 3 号聾Ｄの燃料補給、常設代替交流電源設備の燃料補給が必要となる時間が約 6 時間だったということである程度余裕がありましたので、
0:10:18	参集要員で確保する方針でした。
0:10:21	燃料補給活動について、当たっては当初アクセスルートの復旧を想定する必要がありまして、
0:10:29	燃料補給が活動できない待機時間もありまして、専属要員二名を宮丘地区に配属おいて、
0:10:39	3 丁目で確保するという考えでございましたが、
0:10:43	3、3 マル目ですが、非常時の構外からの参集にはやはり外部要因等による不確実性を想定することも必要ということに改めて認識しまして、
0:10:54	より確実な対応が求められる燃料補給要員を常駐化しまして対応するということで方針を変えてございます。
0:11:05	なお書きでは書きましたが燃料補給要員の常時確保については女川 2 号と同様でございます。
0:11:15	8 ページ目にはその体制図を、修正前の左側については、
0:11:24	2022 年の 12 月 6 日のアクセスルートの審査会合の方で、要員参集の方、ＳＡ体制の方を
0:11:32	資料に記載してございましたがそれ、そこからの変更点ということで、
0:11:38	燃料補給二名、赤文字で二名増員したというところを示してございます。
0:11:44	あと 1.0 の方でご説明した自主的な体制変更についても少し触れさせていただいております。こちらについては以上です。
0:11:54	はい。青木ですけれども、引き続き 9 ページの 8 番について説明させていただきます。
0:12:01	申し訳ございません指摘事項のちょっと枠内の数字、230028、5ー5 になってますがすいませんこれ 8 番の間違いです。修正させていただきます。指摘事項ですけども、可搬型大型送水ポンプ車の燃料補給を間欠運転してることについて、先行審査実績を踏まえ、
0:12:19	発電所内に保有している燃料が十分あることを説明することと。
0:12:23	新島谷号炉の場合は、保守的に事象発生集合からの大容量送水車の運転を想定し、7 日間の運転継続に必要な給料を評価していると。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:32	いう指摘でございました。回答ですけれども、一つ目の矢羽根のところですね変更内容①ですけども、まずは可搬型大賀送水ポンプ車による使用済み燃料ピットへの海水注水に加わる燃料評価については、
0:12:46	従来間欠運転でしたが、先行実績審査実績を踏まえまして、
0:12:52	定格流量かつ連続運転を想定して評価をするということで、次のページ、10 ページの
0:12:59	変更後、修正後の右の、
0:13:02	青枠の内のですね上から二つ目ですね、真ん中の部分ですけども、従来間欠運転というものを
0:13:09	連続運転、
0:13:11	に変更し、燃料消費量がこちら 5.0 キロリットルから 12.5ｋｌの方に見直しております。
0:13:19	また、すみませんまた前に戻りまして、9 ページですけども、変更内容②ということで緊急時対策所への電源供給に関わる燃料評価については、
0:13:28	緊急時対策所用発電機の負荷を、実際の想定負荷運転から、計画と評価する評価するということで従来定格負荷という、
0:13:38	想定する負荷で、燃費を計算しておりましたが、
0:13:41	それを 100%深野の方に見直しをしてます。それが 10 ページで言う、青枠の一番上の部分でして、
0:13:50	すいませんこの種数字ちょっとて資料提出時点では、暫定の数字で 20.9ｋＬということになっておりますが改めて今精査しました結果 19.2ｋＬということで 100%負荷の燃費で計算して今 19.2 という数字になっております。
0:14:04	従来は 7.4 から保守的に見積もって 19.2 という数字に変更したいというふうに思っております。
0:14:13	9 ページの回答の一番最後の丸ですけども、上記に加えて、ディーゼル発電機による電源供給燃料消費を考慮しても、発電所内に保有している燃料に余裕するよう、
0:14:23	50 キロリットル程度の燃料タンク（エ）制を新規に設置すると。
0:14:28	いう方針としております。こちらの修正内容が 10 ページ。
0:14:33	の、で言いますと下から一番下の枠ですけれども、従来の 504、ディーゼル発電機燃料貯油槽 540 と、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:41	今回新設します燃料タンク括弧ＳＡの 50 キロリットル合わせて合計 590 リットルに対して、一番下に記載しておりますが、合計使用量、ちょっとこれ計算、
0:14:51	緊対所 20.9 ではなくて 19.2 ですので計算すると、558.8 と。
0:14:58	いうことになりまして、有効性評価で出てくる数字としてはこれが一番、ＭＡＣＣＳになりますが、558.8 に対して、合計で 590。
0:15:09	を持つと、まあ、あの 30ｋｌ程度の余裕を持つということで、
0:15:14	はい見直したいというふうに思います。説明については以上となります。
0:15:29	規制庁アキモトですそれでは、確認に入りたいと思います。
0:15:34	まずは、1、1 つ名の 1 ページからなんですけど、
0:15:44	法案規定に、三つ目の丸で、保安規定の下部から規定に定めるなんですけど、
0:15:53	一応これわあ、あれですよね。逆に、
0:15:56	何か。
0:15:57	こうおっしゃった古藤に寄って、何かデメリットみたいなのが発生するとかそういうこともちゃんと検討はされたんでしょうか。
0:16:08	はい。青木です。
0:16:10	はいこちら
0:16:11	縛ることによるデメリットも検討しましたが実際の運用がですね、やはりこれまでの経験不過剰で、原子炉に近い、2 ページで言いますと、
0:16:22	下の図に書いております通り、原子炉より燃料を取り出すという赤い線で示す通り近いところに、取り出し燃料貯蔵しますので、全く運用には問題支障がないと。
0:16:33	いうことで今回このような回答とさせていただきました。
0:16:44	規制庁の木本です。そうすると、
0:16:49	Ｃ、
0:16:50	逆に縛る必要が、
0:16:54	あるのかって言われたらやっぱ技術的に化可能だから、やっぱり、
0:16:59	うん。
0:17:00	通常運用と変える。
0:17:03	こともできちゃうから。
0:17:06	絞った方が、
0:17:09	有効性評価と返りがなくていいですよねっていうところですよね。
0:17:15	そうしたら、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:17	そこの、
0:17:19	コンテン。
0:17:21	ちょっと、
0:20:25	規制庁アキモトですすみません、ＰＷＲは、全燃料取り出ししかしないんでしたっけ一部とか、
0:20:35	はい。平和大木です。ＰＷＲはすべての燃料を定検時に取り出します。
0:20:39	はい。
0:20:54	規制庁アキモトでそうすっと、尾藤に置くものっていうのは、
0:21:00	数サイクル、
0:21:02	やった、す。
0:21:05	使用済み燃料が、
0:21:09	定検前に移動されてたりするとかそんなイメージでいいんですかね。
0:21:15	はい、青木です。おっしゃる通りでして、新居さん、3、三、四サイクルですかね。基本的に一般的にも出しますけども燃やし終わった使用済み燃料となって燃料Ａピット持っていくと、また 3 号機については 12 号機の燃料を持ってくれますのでそれを 1、
0:21:28	多くのピットに貯蔵しているということになります。
0:21:58	規制庁秋本です。わかりました。1 個目、
0:22:04	他の方に、
0:22:08	223028－5 は、何かありますでしょうか。
0:22:20	規制庁アキモトですです。3 ページ目行っていただいて 6 番ですね。
0:22:26	これありますっけ、あれでしたっけこの番号で。
0:22:31	228 は、
0:22:33	何か他にもある。
0:22:34	なんでしたっけ、5 番。
0:23:08	規制庁アキモトでそれで 3 ページのところは、一番最後のところで二名増員したっていうことなんですけど、
0:23:17	これは、
0:23:19	何に効いてくるんでしたっけ、ホース敷設。
0:23:25	時間とかですか。
0:23:28	北海道電力古屋でございます。おっしゃる通りでしてもともと 4 ページの
0:23:37	左側に、
0:23:39	左側の 2 月 28 日のものではこのホース敷設等の中に、
0:23:46	燃料取扱棟内の放送施設も入ってたんですけれども、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:50	それを、災害対策要員確保支援という二名で、
0:23:58	燃料取扱棟内のホース敷設だけを、この二名で、
0:24:03	行うことに修正しまして、全体的に注水準備を
0:24:13	完了を短くするとかや、短縮させるのを見直しをしてございます。
0:24:25	規制庁秋本です前野。
0:24:28	左の方はさ、2、2. 何時間からホース敷設っていうのが書いてあったんですけど。
0:24:37	①、修正後の①っていうのが、
0:24:43	伸びているっていうことなんす仕分けなんか、何が短縮されてんのか。
0:24:49	いまいちよくわかんない。
0:24:52	はい。北海道電力古谷でございます。
0:24:54	衛藤。
0:24:56	ホース敷設等の時間は確かに左側の場合は 6 名で行う。
0:25:03	斜めで行っていたので、3 時間と短かったんですけれども、あと開始が 2.7 時間後からだったので最終的な注水準備の終了としては 5.7 時間後だったというところです。
0:25:18	右側の修正後については、
0:25:23	ホース敷設等の一番上の方ですね、①の書いてある、タイムズ後ここを要員数を 6、3 人に減らして、
0:25:34	時間は 4 時間程度に延びたんですけれども、
0:25:39	ＦＨＢ内の放送施設とか可搬型の計器の設置とかをすべて並行して行うことで、最終的な注水準備を 4. 4 時間後、
0:25:52	にすることで、
0:25:54	採取最終的な注水準備の完了時間を短縮させたという、そういう見直しでございます。
0:28:45	規制庁秋本ですそれではじゃ、
0:28:48	これが 1. 4 時。
0:28:52	3 ページだと 1. 4 時間と何になったっていうことなんですけど。
0:28:57	これがー。
0:28:59	先行すぷ先行プラント潜航
0:29:05	先行ＰＷＲと比較して、どういう。
0:29:10	状況なのかっていうのを説明してもらってもいいですか。
0:29:17	北海道電力古谷でございます。
0:29:21	先行のＰＷＲルー能実績として余裕時間として 1 時間程度確保するプラントがあったと記憶してございますのでこの辺りを、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:34	表にするなど、資料のちょっと適正化を検討したいと思います。
0:30:37	規制庁アキモトでそれで、4 ページは、
0:30:41	変更後の運用で、
0:30:44	④納官型大型本送水ポンプ車の水源は海を優先し使用する手順とすることでなんですけど、これはあれでしたっけ最も。
0:30:55	どうじゃなかった。
0:30:56	何でしたっけ。
0:30:58	郷。
0:30:59	ここになる。
0:31:02	北海道電力古谷でございます。
0:31:05	もともと、丹水源の自主対策設備ではあるんですけれども、
0:31:10	あと代替給水ピットと原水槽を優先して使用する手順に、1.11 の方でしておりました。で、
0:31:21	有効性評価のタイムチャートでも、水源を選択する。
0:31:27	ための時間として、大井さんとのタイムチャートと同じなんですけれども、水源選択の時間を 1 時間ぐらい。
0:31:36	とっておりまして、
0:31:39	その時間を海を水源にすることでロスをなくして、
0:31:46	可能な限り早く余裕を確保できるようにという手順の見直しをしております。
0:31:52	以上です。
0:31:54	何か規制庁アキモトでさ、見直しをしたっていうことなんですねそうするとそれはあれですか、ずっと。
0:32:04	ここにはならない感じなんでしたっけ。
0:33:54	規制庁脇本です。で、海を優先して使用する手順とするっていうのは、先行と同じっていう理解原因者っけ。
0:34:04	北海道電力古谷でございます。衛藤。④番のところは可搬型大型送水ポンプ車の水源として海を優先するというふうな手順なんですけれども、
0:34:15	先行審査実績は使用済み燃料ピットを、に補給するのは淡水を優先しておりまして泊。
0:34:24	独自になります。ただフット時間に対しての余裕時間を確保するという、添降雨の
0:34:34	観点で、ここの水源選択にかかる時間は、かけずに、
0:34:41	海を

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:45	優先して使うという手順で、余裕時間の確保をしたいというふうに考えてございます。
0:34:51	前のページの 3 ページ目ですね。
0:34:57	丸 2 枚目のその下の二つ目の矢羽根のところにも書いたんですけども、決して丹精を使わないわけではなくてですね。
0:35:07	運転員で常設設備による淡水の使用もできますので、
0:35:15	へえ。
0:35:16	これらの手段が使えない場合に、送水ポンプ車で改正を修正するという手順にしてございます。
0:35:25	以上です。
0:35:35	規制庁秋本です同時並行でやるっていうのは理解できたんですが、そうするとあれですか人は足りる感じなんですか。
0:35:45	北海道電力古谷でございます。常設設備による淡水の準備は運転員で行いますので、あと 4 ページ目に記載している要員は、災害対策要員と災害対策要員カッコ支援という要員で行いますので、
0:36:02	運転員は別でおりまして、並行してできます。
0:36:07	以上です。
0:36:12	はい。青木でちょっと補足しますと今の、
0:36:15	具体的な要因に関しては、想定事故のタイムチャートのほうに記載しておりましてその辺は運転員でやるっていうのが、読み取れるというふうに思います。
0:36:50	規制庁秋元です。
0:36:55	修正後の 1 度。はい。なんですけど、冷却機能喪失判断があってこれがだから十分 5 に、
0:37:07	スタートになるんですけど、やっぱこの 1、
0:37:10	支援の 1 っていうのは、
0:37:12	緊対場にいるんでしょうけど、
0:37:16	北海道電力古谷でございます。待機場所から一度緊対、緊対に行きまして緊対から、
0:37:25	指示をもらって衛藤作業場所に移動するという要員でございまして、この
0:37:31	②番の 4 ページ目の丸 2 番のこの四角の中にその緊対所からの移動時間も含んでバーを引いてございます。以上です。
0:38:38	規制庁アキモトでそうするとちなみになんですけど、これがスロッシングもし考慮をしたとしても、

※1　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※2　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:49	間に合うっていう理解でいいですか。
0:39:06	はい。はい。青木ですけども。
0:39:10	想定事故1においてスロッシング評価をしておりまして、0.1メートル程度これまだ暫定値ですけども、水位低下なんですけど想定事項にはですね、冷却系配管の破断を想定しておりまして、水が1.3メーターほど下がりますので、そちらに包絡されると。
0:39:24	いうふうに考えております。
0:40:50	規制庁アキモトそれでは、6番は、その他の方、何かありますでしょうか。
0:40:58	よろしいですか。
0:41:01	ちなみに私話してても何か気になることあれば、割り込んでいただいて全然大丈夫ですんで。
0:43:18	規制庁アキモトです。Dと6ページは、
0:43:22	自主対策設備で常設配管を設け、
0:43:27	だよっていうことなんですけど、
0:43:32	これは、
0:43:34	まとめ資料上もこれは入ってるんでしたっけ。
0:43:38	まとめ資料っていうか、
0:43:39	設備、手順がバー。
0:46:05	あと北海道電力古谷でございます。常設はい、自主対策の常設配管については1.11のまとめ資料の
0:46:15	系統概略図の方で、を記載しておりますので、後程1.11の方でご確認いただきます。以上です。
0:46:26	規制庁秋本ですわかりました。
0:46:43	規制庁秋本ですあと7番は、7ページのところで、
0:46:49	数にし、四つめ、四つめの最後の丸で、これって、
0:46:58	克服等、
0:47:00	の学部の話って何か、
0:47:04	関係するんでしたっけ。
0:47:07	何かこれが書いてある。糸賀。
0:47:10	いまいちよくわかってないんですけど。
0:47:15	はい北海道電力古谷でございます。②、二つ目の丸のところに記載少し記載してございまして、
0:47:25	屋外のアクセスルートの復旧当初2時間40分というのを想定してたんですけれども、

※1　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※2　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:32	燃料補給活動が可搬型のタンクローリーを用いますので、このアクセスルートの復旧している間は可搬型タンクローリーの移動ができなかったもので、
0:47:46	④番 4、四つ目の丸に書いたのはこのアクセスルートの復旧等、作業が全くなくなったことで、
0:47:56	要員を常駐化しても、可搬型タンクローリーの作業すぐ開始できるようになったので、
0:48:04	常駐要員化と相まってその時間短全体的な時間短縮も図れるし、ということで確実がより増したものと考えているという記載にしておりました。
0:48:17	以上です。
0:49:30	規制庁アキモトでそれでじゃああれなんですね発電所内には、この 2 人がいる。
0:49:37	スペースも一応確保されたっていう理解でいいんですかね。
0:49:43	北海道電力古谷でございます。発電所内に二名増員して確保しますので対宿直場所ですね、も確保して参ります。以上です。
0:50:44	規制庁アキモトでそれで 8 番の 9 ページ。
0:50:48	ですね。
0:50:50	に、これは
0:50:54	タンクの話になって、
0:50:58	て、
0:50:59	これの 50 キロリットル程度の燃料タンクを新規に、
0:51:08	設置するっていうことなんですけど、これの
0:51:13	細かい話っていうのはまだ決まっていないっていうこと、どうなんでしょうか
0:51:20	どこに設置するだとか、容量は約 150 キロになるのか。
0:51:27	地下に設置するのかとか、
0:51:29	そういうのを的にもう決まってるんですか。
0:51:32	北海道電力の藤田です。概ね方向性は決まってまして、場所の方も、今候補として考えているのが緊対所の東側。
0:51:44	のところを考えてます。ただですね、緊対所の東の、
0:51:50	空き地のところに埋設配管とかケーブルとか結構ありまして、
0:51:55	その辺の成立性ですとかあとあの辺の地盤とかの成立性

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:01	あと重量とかも、関係してきますんでその辺の今、確認をしてまして、それが成立するようであればそこの場所にしたいというふうに考えてます。
0:52:18	すいませんちょっと地盤って言うと大きくなってしまうんですけど、補佐がですね、緊対所い
0:52:26	よりも重くないっていうことが今、大体見えてまして、緊対所より重いってなってしまうとそこ評価ってなってしまいますんで、そうなると多分不成立、
0:52:36	その工程上も厳しくなりますんで、そういうのも踏まえて、そこにも行けるかどうかっていうのを今考えてるところです。
0:56:11	規制庁アキモトでそれで
0:56:15	先ほどの質問の
0:56:17	話題。
0:56:20	概ねその方針が決まっているっていうんであれば、そこも含めて、資料化して説明をしていただけますでしょうか。
0:56:32	北海道電力の藤田です承知いたしました。
0:56:35	平面図等を、この平面図をつけるなどして、少しわかりやすいように、工夫させていただきたいと思います。
0:56:46	規制庁アキモトでそれで他の条文とかには、
0:56:52	どう波及するとか、そういうところの検討はちゃんとして漏れなく、
0:57:00	やっているっていう理解でいいですか。
0:57:03	北海道電力の藤田です。
0:57:05	そのあたりコメントいただいているというふうに聞いておりますし、我々もその辺を気をつけて、今全社的にですね、部内部内といいますか、
0:57:17	発電所も含めて、タンクを設置するんで、関連する条文に影響がないかというのは下、
0:57:25	しっかりと、
0:57:26	整理しております。はい。
0:57:29	規制庁秋本です。ちなみにあれでしたっけさっきもちょっと聞いたような気がしたんですけど、地下なんでしたっけ。地上なんですか。
0:57:37	近です。四方といいますか 30 メートル盤の地下といいますか、30 メートルじゃないですね。緊対所エリアの
0:57:43	埋設というふうに考えてます。
0:58:21	規制庁アキモトですんで、これは

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:26	当南陽とかっていうと考えた大型送水ポンプ車用と緊対常用、
0:58:36	ていう理解でいいですか。
0:58:39	ちなみにこれってあれの設備名とかってもう決まってるんですか。
0:58:44	北海道電力の藤田です。まず設備名は、ここに書いてあります燃料タンク、括弧ＳＡになります。はい。
0:58:52	あと、こちらは基本ＳＡと書いてますんでＳＢＯに使うというのは、そこで宣言してるんですけども、
0:58:59	あくまで発電所全体で 590 リットル、90 キロリットルを確保するという方針ですんで、これだけに使うという限定して検討して使うようなことは考えてないです。
0:59:12	はい。
0:59:17	規制庁アキモトその他、いかがでしょうか。
0:59:39	以上で質問来ちょっと燃費の計算的になったんですけど、送水ポンプ車あって、前 72 でやってたのこれ 74 になったっていうのは何か理由は何ですか。
0:59:52	はい。大城です。
0:59:53	おっしゃる通り 72 から 74 に変更しておりまして、従来は定格の流量を出せる、エンジンのスペックから出したのが 72 だったんですけど、そのエンジンの性能から考えますと最大の燃費、最大の負荷、
1:00:06	最大燃料消費するっていうところで 74 という数字がありましたのでそちらを採用することにしたということになります。
1:00:14	規制庁の伊佐広岡氏ましょう。
1:00:23	規制庁秋本です今の点、具体的にはまとめ資料で、ずっとこの
1:00:30	ページになるんでしょうか。はい。青木です。6－2 の比較表で言いますと、添付資料。
1:00:38	の後半になるんですけども、7.3. 1.5 になります。
1:00:45	後から、
1:00:46	2、3 枚、
1:00:47	目になると思いますけども、7.3. 1.5－2、燃料評価結果についてという表を、各シーケンスにつけております。
1:00:56	その中で、一番上がデイジで、2 行目が緊対所用発電機、先ほどちょっとこれ、暫定の数字でってことで、今 62 っていう、2.2 という数字になってますがこちら 57.1 に、
1:01:08	確認した数字になってますのでそこに直させていただきますがその下が可搬型送水ポンプ車ということで、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:13	74 リットルパワーと。
1:01:16	これがもう、考える最大の燃料消費量になるというふうに考えております。
1:01:29	規制庁脇本でそれで間欠運転から低角はわかって、緊対所の負荷を実際の想定負荷から低角とする評価とするなんですけど。
1:01:43	これは何で、
1:01:48	もともと低角じゃなかったんですか。
1:01:51	はい。ケース、もともとはですね、緊対所で想定する負荷に対する燃費として 24.4 という数字と 19.3 という数字を使用しておりましたが発電機の最大の
1:02:05	消費量となる数字がこの 57.1 とちょっと資料今 62 点になってます 57.1 という数字が 100%。
1:02:11	負荷でありますのでそちらの最大の商品になるように、数字を見直すと。
1:02:16	いうふうに考えております。
1:04:19	規制庁アキモトでそしたらじゃあ審査会合における指摘事項の回答は以上で、
1:04:27	ええと、
1:04:28	どうしましょう。次は、ＳＯＡ想定事故 1 には何かあるんでしたっけ。
1:04:35	はい。青木です。想定事故 1 に関しましてはヒアリングのコメント回答リストを用意しておりますので説明させていただきたいと思います。
1:04:43	資料 5ー3 をお願いします。想定事故 1 のヒアリングコメント回答リストになります。ここの 3 です。
1:04:50	の、5 分の 5 ページ。
1:04:55	2、2 件。
1:04:57	あります。
1:05:00	はい。下黄色くなってるんですが 23、ナンバー23 ですけどもＳＦＰ100 度までの余裕度に対して、不確かさを考慮した場合の評価に影響がないことを確認し説明することということで、
1:05:10	回答概要のところですけども、注水開始時間を 5.7 時間後から 4. 4 時間後に見直し、想定事故 1 の沸騰開始時間 6.6 時間及び想定事故 2 の沸騰開始時間 5.8 時間に対して十分な余裕を確保したため、
1:05:22	不確かさを考慮した沸騰開始までに注水可能というふうに考えております。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:27	また 24 番ですけども、こちらも参集要員の話ですね、これこちらは先ほど説明させていただいた通り、発電所構内で、下、要員を確保するということで記載を削除しております。
1:05:38	具体的な反映箇所をザラざっくり説明させていただきたいと思います資料 5－5－2 の比較表をお願いします。
1:05:50	この 2 の、まずは、2 ページをお願いします。
1:05:57	要員のところですね災害対策要員確保支援を追加しまして合計 19 名というふうに要員見直します。また下の部分ですけども災害対策要員が 7 名から 9 名、支援が＋2 名ということで、今後、提出させていただきます。各事故シーケンスの要員に関してはこういう形で修正させていただき
1:06:15	きます。
1:06:17	続いて 3 ページですけども、こちら、ヒアリング中で、お話ありますと注水。
1:06:24	準備の記載がＰＷＲではないよねということで注水する中に含めているということを考えてもらったんですけどもＢＷＲになりまして、注水準備の記載を、ｃポツとｄポツの下に、
1:06:38	お願いになって、追記しております。また、4 ページですけども、
1:06:43	上から 3 行目のところで海水を優先するということで改正によるっていう、多いと。
1:06:50	文字面は一緒にありますけども、修正しております。
1:06:54	続きまして、7 ページですね。
1:07:02	7 ページですけども、可搬型送水ポンプ車による注水準備には災害対策要員支援も加えまして事象発生 4. 4 時間。
1:07:11	までに完了するというふうに、資料全般、5.7 から 4.4 に修正しております。
1:07:18	あとはですね、
1:07:21	18 ページをお願いします。
1:07:32	はい。燃料の記載にあります、有効性評価久慈書、それぞれこのような形で他の事象にも展開していきます。繰り返しますが緊対所については 20.9ｋＬでなくて 19.2 というのが今、
1:07:45	最新の情報になっていると、いうことになります。
1:07:49	続きまして 21 ページ。
1:07:53	をお願いします。
1:07:55	21 ページから図表ですけども表の中に、先ほど注水準備の記載を加え、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:01	つつ常設設備のところにタンクローリー可搬型タンクローリーが出てくるようなものに関しては、常設設備のところに燃料タンク確保ＳＡというものを追記していきます。
1:08:12	続きまして、
1:08:14	25 ページ。
1:08:17	をお願いします。
1:08:21	比較表 25 ページ、概略系統図ですけどこちらに左上に可搬型タンクローリーど、貯油槽しか書い記載できておりませんが今後ここに
1:08:32	燃料単価括弧ＳＥでしたっけ、を追記して、女川にあたって反映していきたいというふうに考えております。
1:08:39	27 ページ、28 ページのタイムチャートにつきましては、審査会合の回答で説明させていただいた通り、要因や作業手順等を見直したものを反映しております。
1:08:52	続きまして、添付資料の方になりますけども、添付の 7.3. 1.2−2 ページ、
1:09:02	お願いします。7312 の 2 ページになります。
1:09:06	添付書の表の中で、
1:09:09	ピット間の接続状態のところに、貯蔵というところで※を打って保安規定の下部規定にその旨を記載するということを、まとめ資料の方にも記載させていただいております。
1:09:20	続いて、
1:09:22	よ、同じ資料 40 ページですね比較表 40 ページ、
1:09:28	になります。
1:09:31	ちょっと細かいところですけども、図 4 というところに、黄色マーカーしてますもともと多い同様に、添付資料に示す添付写真に示す通りということだったんですけど泊では、
1:09:41	後ろの方の 43 ページの、
1:09:44	ところに図 4 という表だ図にタイトルまで振ってますので、まず 4 というふうに明確化。
1:09:49	しております。
1:09:51	あと最後、
1:09:53	先ほどの燃料のところですね、7317.3. 1.5。
1:09:58	にありますがこちら燃料評価結果についてということで、
1:10:01	燃費等含めて、これらの数字を各事象に展開していくと、最も保守的な評価になるようすべて、事象発生直後から 7 日間の評価、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:13	燃費も最大の厳しい想定で、評価して、
1:10:16	一番厳しいのがこの想定事項というふうに考えております。今後、各事象に展開していきたいと思います。
1:10:23	想定事故 1 の説明については以上になります。想定事故 2 の方も少しですんでこのまま説明させていただきますけども、
1:10:34	資料 6－3。
1:10:36	2、ヒアリングコメント回答リストがあります。
1:10:41	6－3 ですね。
1:10:44	1 件一番 1 件ありまして、最新審査実績に比べて泊の特徴的な以下の事項について補足の説明を行うことということで、
1:10:51	一番上にあるこのＰＷＲで使用済み燃料ピットがＡとＢに分かれている設計思想について確認して説明することということですいませんここ、これまだちょっと資料に反映できておりませんが、
1:11:01	次回、
1:11:02	には説明したいというふうに思います。ただ、その下の補助給水流量が少ないっていう時安部が高いというところに関しては 6 ポツの該当外のところに記載してますが、6 ポツの添付書の方で、すでに説明させていただきました。
1:11:16	また比較表、私の中身に関しましては想定事故 1 で説明して説明した内容を反映しておりまして同様の修正ですので、説明は割愛させていただきます。
1:11:27	はい。説明については以上でございます。
1:11:44	規制庁秋本です。ＤＧとかの、
1:11:49	は、最大負荷かどうかっていうのは、
1:11:54	どこかでわかるようになってるんでしたっけ、すみませんちょっと最大負荷かどうかっていう。
1:12:01	はい。青木です。比較表の 18 ページをお願いします。
1:12:11	こちらに燃料の記載一番上ですけども、ＤＧは最大負荷ということで女川同様最大負荷を想定しております。ただ今ちょっと添付資料の方ではその最大負荷というのがちょっと読みづらいところもありまして、
1:12:22	緊対所の負荷等もですねちょっと 100%だというのがわかるように、今資料全体を見直そうというふうに考えております。
1:12:30	ただ評価に関しては最大負荷でやっております最大の想定でやっております。
1:12:39	規制庁アキモトでそういう意味では緊対所のところもう、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:43	同じようにこれって何なのか菅最大負荷で、
1:12:50	運転系ん 7 日間の運転継続に、
1:12:55	最大負荷でっていうのを入れることはできるんですか。
1:13:00	はい、青木です。女川は記載しておりませんがレイジーの記載に合わせて泊を書くということも可能だと考えておりますし少なくとも添付書の方には何かしらわかるように記載したいというふうに考えております。
1:13:34	規制庁平本です。あと一つ教えてください。今の話なんですけども、それで負荷っていうのは、期間の低カクウ出力っていう意味でしょうかそれとも、
1:13:45	期間に持たせている、その負荷の積み上げの最大のところでっていう意味でしょうか。
1:13:55	はい、青木です。前者の想定でやっております。
1:14:03	規制庁平本です。わかりました。そしたら、ところで大飯で書いてる全出力ってのと同じという意味ですね。
1:14:12	早起きですおっしゃる理解で。
1:14:15	結構です。
1:14:17	規制庁平本です理解しましたありがとうございます。
1:14:21	規制庁秋本です。
1:14:23	ＳＦＰの想定事故 1 でいいんですけど、
1:14:27	冷却機能の喪失を確認した時点から、各
1:14:33	可搬型大型送水ポンプ車による注水の準備を始めるんでした。
1:14:39	ちょっとそこが、
1:14:40	どっかに書いてあるんでしょうけど、
1:14:47	はい大木ですけど、何か発電所の方から具体的に資料にどう書いてるとかって回答をお願いできますか。
1:14:56	北海道電力百田です。
1:14:59	資料 5 年度の 3 ページ、ご確認ください。
1:15:06	3 ページ目の一番壁 2、今回準備の記載を、先ほど木下通り追記させていただいたんですけど、一番下からの黄色ハッチングで、
1:15:17	可搬型大型送水ポンプ車による注水準備は、次のページに続きますけど、冷却の喪失による異常値を危険として開始するということで、あわせましてその上部に危険というのを今回明確化しております。
1:15:33	以上となります。規制庁秋本ですよくわかりましたんで、それっていうのはあれですか想定事故 2 の方も同じように書いて、
1:15:42	いただいてるっていうことでいいんでしたっけ。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:47	北海道電力亀田です。想定事故 2 の方も、想定事故 1 と同様に記載しております。以上となります。
1:15:59	こっ改良電力梅田ですちょっと補足させていただきますと想定事故 2 の方は水位の低下を起点としますので、水位低下の方を起点としてというふうな表現にはなっておりますけど、
1:16:12	その準備の起点に関しましては、同様に明確化しております。
1:16:16	以上となります。
1:16:22	規制庁秋本ですすみません今野って、あれですか資料 6－2 でいうとどのページでしたっけ。
1:16:32	北海道電力梅田です。資料 6 なんで見ますと、3 ページ目になります。
1:16:39	中段少し下辺りに、
1:16:43	黄色ハッチングで記載しておりますけど、
1:16:46	その下は、ネットマークス一般記者による注水準備は、水位低下に伴う以上中起点として開始すると。
1:16:54	いうことで、想定事故 2 と 9 であります。水位の低下ということを、危険として準備するというふうに、こちらの方は記載しております。以上となります。
1:17:20	規制庁秋本です。これはあれですか女川とは、
1:17:25	言っていることが若干違うっていうことになるんですが、水位低下に伴う異常の認知を起点として、冷却機能喪失または沖積の喪失を確認し、
1:17:39	ていうところが、グレーハッチになってますけど、女川とは、
1:17:44	ちょっと違う考え方ってことなんすか。
1:17:49	北海道電力梅田です。
1:17:52	泊の場合は、この水系から溝内というのがついて警報になって、判断いたしております。こちらの、
1:18:02	技術的能力 1．11 の、同様の着手の基準となっておりまして、
1:18:08	その水位、経営の警報の時点では添付の方が 7 の推移がありますので、
1:18:15	機能としては健全ということが考えられますのでこの冷却機能の喪失までには至らず、推定警報の写真というところが、
1:18:24	ちょっと違うと考えておりまして、冷却の喪失までは、少し泊の方での状況を考えますと、記載できないかなと考えまして、この表現にとどめております。以上となります。
1:18:40	規制庁脇本です。そうすると、
1:18:45	あれですかね泊の方が、
1:18:48	水位低下をまず認知したら走るっていうことで、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:53	より安全側ですっていうことでいいですかね。
1:19:00	代表電力梅田です。5 式の通りで、お互いと比較して、保守的な判断であると考えております。以上となります。
1:20:18	規制庁アキモトでそれでは想定事故 1 には、以上でよろしいでしょうか。
1:20:24	説明も以上でよろしいですか。はい。
1:20:28	では、じゃあ、
1:20:30	続いて、もうちょっと、いや、
1:20:33	休憩にしたいと思いますけど。
1:20:36	どうしましょうか。次はあれですか、1.11 をやった方がいい感じですか。はい。
1:20:44	はい。そしたら 1.11 の説明をお願いします。
1:20:57	はい。北海道電力山川です。技術的能力 1.11、説明させていただきます。
1:21:05	技術的能力 1.11 ですけども、前回、審査会合が、
1:21:11	2 月 28 日と、その前のヒアリングにつきましては結構時間が空いてまして、昨年の 12 月 20 日に 2 回目のヒアリングをさせていただいております。
1:21:22	その時から、他の条文も多数ヒアリングしていただきまして、それに伴う記載の適正化を多数やっているという状況になります。
1:21:34	本日の説明は、資料 4－5、ヒアリングコメント回答リストを中心にさせていただきます。
1:22:02	はい。
1:22:04	資料 4－5 ですけども前回昨年の 12 月 20 日と 1 件残っていた 10 月 6 日の全体的な部分に関するコメントが 1 件ありまして合わせて 10 件ございます。
1:22:19	ナンバー2 からですが、こちら先日、1. 技術的能力 1.0 のその中でも説明させていただいておりますが、現場 1 名作業では成立性安全配慮したものということで添付資料にて説明させていただいておりますので、
1:22:35	技術的な 1.11 の説明は割愛させていただきます。
1:22:41	続きましてナンバー3 ですけども、こちら、
1:22:46	泊の自主対策設備として用意していたループ式水系、こちらが大井さんと設備として相違がありましたので、そういう理由を書いてあるところのＡ群、
1:22:59	記載の適正化のコメントをいただいてましたが、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:02	その後、ちょっと時間行ってる間に
1:23:07	泊の設備の方ですね大井さんと同じ椅子井戸水温をはかれる設備に変更する方針としまして、差異がなくなったので、そういう理由としては消えました。
1:23:17	ということを回答しておきますはい。
1:23:20	続きましてナンバー4 ですが、こちら、
1:23:24	手順着手の判断基準ですねＳＦピットへ注水に関するところなんですけども、こちらの着手判断基準そういう理由がわかりづらいというご質疑ご指摘を受けておりまして、
1:23:38	ピット水の温度は他電力も 60 度で同等なのかというコメントでしたが結果としましては、水の温度、
1:23:49	の設定値につきましてはプラント固有でそれぞれあるんですけども、考え方としましては、コンクリートの保護の観点から設定しているという観点でいきますと、伊方さんと玄海、あと、
1:24:02	女川 2 号炉も泊と同様であるということを確認できましたのでそういう理由欄に書かせていただきました。
1:24:10	続きましてナンバー5 にいきます。
1:24:13	ナンバー5 ですが、こちらは、本数延長回収車の位置付けについて、有効性評価でし必要な設備であれば、
1:24:23	衛生設備とすべきなのか、資機材として扱うのか位置付けを整備するすることというご指摘をいただいておりまして、こちらも他の条文例えば議席 101.5 ですとか 1.7 とか、
1:24:37	大型送水ポンプ車をＳＡで使う場合には、こちら、補正延長回収車カッコ送水車を利用をＳＡ設備としてエントリーして説明させていただいております。
1:24:51	続きましてナンバー6 です。ナンバー6 につきましても、記載が適しているかということで、操作手順の中で
1:25:00	指示をする、は、
1:25:03	発電課長確保と助教の指示に対して報告が、松井になっていないという状況でありましたのでこちらは記載の適正化ということで、指示に対して報告が、現場からの報告があるよというのはわかるように、
1:25:16	適正化しておりまして、こちらにつきましては他場にも、他条文にも展開しております。
1:25:22	続きましてナンバー7 ですこちら図の適正化なので説明は割愛させていただきます。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:28	七、八です。はＮｏ．８の、先ほどですね、
1:25:32	ナンバー5 で説明させていただいた補正延長回収車の扱いについて、
1:25:37	図表の方の設備の一覧にも反映することということで設備としてエントリーさせていただいております。
1:25:45	ナンバー9 です。№9 につきましても、こちら記載の適正化ということで、
1:25:50	わかりづらい説明になってきたになっておりました部分については明確にするように記載の適正化を図っております。
1:25:59	№10、
1:26:04	№10 ですけども、こちら、自主対策設備である代替係数ピット原水槽、こちらの方にも海水を用いる場合、
1:26:14	同じ可搬型大型送水ポンプ車を使うんですけども、それらをすべて同じ括り衛生設備にエントリーしてるように見える記載になってたところを大井さんの記載を参考に、
1:26:27	海水の注水を使用する場合の、可搬型大型送水ポンプ車が衛生設備であるということがわかるように記載を見直しております。
1:26:37	最後に№10 ですが、11 ですが、
1:26:42	こちらも同じような
1:26:45	色彩の適正化なんですけども、自主対策の理由を記載するところなんですが、理論を含めてたくさん書いていたところですが、何に対する説明かわかりづらかったと。
1:27:00	ジシュ
1:27:01	自主で使うものとの記載について整理して適正化することという、失ご指摘をいただいておりまして、回答概要に記載しておりますように、最終形としましては、
1:27:13	川俣大型送水ポンプ車と大体下水ピット主要な設備に二つを記載させていただいて、代替係数ピットに対する、次の理由を記載しして、適正化いたしました。
1:27:30	回答概要としては、コメント回答は以上になりまして、続きまして、資料 4－7。
1:27:39	記載。
1:27:42	適正化諸率とですね。はい。お願いします。
1:27:55	はい。はい資料 4－7 でしてこれも先ほど冒頭に述べさせてもらいましたが、期間が空いてる間になお、直せるものを直して直させていただきまして記載の適正化を図っております。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:09	説明会が必要な部分についてだけ
1:28:13	触れたいと思います。
1:28:16	28 分の、17 ページのNo.94 になりまして、
1:28:26	はい、No.94 ですけども、こちらの、先ほど審査会合想定事故 12 の方へ、体制の変更ですとか時間の変更ですとか、そういったことを、技術的能力 1.11 の注水手順についても反映しておりますので、
1:28:42	そちらの変更内容について記載させていただいております。自主的と言いつつも審査会合の指摘事項に対する対応となります。
1:28:52	続きまして、
1:28:57	なんぼナンバー9928 分の 18 ページになります。
1:29:04	こちら、
1:29:08	海水を用いる場合の可搬型大型送水ポンプ車を使ってそのＳＡピットにスプレイする手順になりますけども、こちらについてをもともと運転範囲という名前でとせ。
1:29:22	要員をエントリーしておりましたが先ほど説明ありましたように災害対策要員確保支援が増えましたので、名称につきましては統一を図っております。また作業時間については見直しを図っております。
1:29:44	もう 1 点だけ説明します。28 分の 27 ページ、先ほど想定事項の方で、
1:29:52	瀬古審査会合コメントのことで、
1:29:56	触れておりましたが、使用済み燃料ピットに今後、敷設しようと考えております。注水用の常設配管を図面に反映しております。
1:30:08	比較表の 106 ページ比較表なので、資料 4−3。
1:30:18	106 ページになります。
1:30:22	泊欄ちょっと小さくて見づらいんですけども
1:30:29	マスキング箇所になりますが、
1:30:32	触れない程度に、
1:30:33	はい。
1:30:34	中身だけ。はい。
1:30:39	泊欄を見ていただくと、左側の方区に青い点線がございまして、
1:30:47	引っ張ってここからアクセスして、壁のところに小さな黒い四角があると思いますがここに常設配管接続孔を、
1:30:59	新たに設置しまして、使用済み燃料ピットまで常設配管を合わせようというふうな計画を今、1 案として考えておるところでありまして、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:10	ただしこれ、まだ検討中でありましてここで確定かというと、まだちょっと確定はしてないんですけど、成立性のありそうな場所をまず一つ目、見つけましたということで実施させていただいております。
1:31:23	あと大井さんの欄を見ていきいただくと、大井さんの使用済み燃料ピット冷却補給配管、こちらが泊のこの常設配管と同等の
1:31:33	と考えております自主対策が配管となっておりまして先ほど話もありましたけども、設備のエントリーとしても入っていませんでして、手順としても、
1:31:44	図面上このホースルート上で使えますというふうに記載しているだけになっております。
1:31:56	はい。簡単ではございますが多数の修正箇所がありますが適正化を図ったものがメインとなります。説明は以上になります。
1:32:16	規制庁アキモトでそれでは確認に入りたいと思います。今のコメント回答とか、いかがでしょうか何かありますでしょうか。
1:32:32	規制庁の方に比較表の 1.11 の 15 ページをちょっとお願いします。
1:32:45	黄色のところで、自主の理由を修正いただいてて、
1:32:52	ちょっとなんか読んで気になったんですけど真ん中あまかっ各項目なんですけど、真ん中の日に冷却し放射線を遮へいし及び臨界を防止するっていう、
1:33:03	記載があってこれ基準の言葉を持っていると思うんですけど、
1:33:08	何か、
1:33:10	純水を突っ込むのに何か臨界を防止っていうのがちょっと不思議だなと思って見てみると、多分 11、1. 11－9 ページの下の方で
1:33:22	臨界わあ、ラックセルに配置制限しようとするっていうここで担保するっていうことなので、このラックセルを、
1:33:32	守ることで臨界を防止するっていうような、
1:33:38	記載っていう理解でよろしいんでしょうか。
1:33:46	北海道電力山川です。まず、泊の記載、新たに追加した部分については女川さんのろ過水ポンプの手順で書いてあった記載が、
1:33:57	要求に対して
1:34:01	わかりやすいかなと思って採用させていただきた構文になっております。
1:34:06	あと、ラックセルの話になるんですけども、確かに水がなくても臨界防止ができるといいますか、配置制限してラックセル

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:17	の形状で未臨界を維持しているというのが機能としてあるんですけども、
1:34:22	水を張って、形状を守っておくというのも
1:34:27	意味としてあるのかなと思ってこの記載を採用したんですけども、
1:34:34	規制庁から西出阿藤 1.11 の 30 ページをお願いします。
1:34:44	ここｃポツの操作の成立性の最後のところでここは、
1:34:49	何か、冷却遮へいするって書いてあって、ここは臨界の話がなくなってて、
1:34:56	その辺りは何か、どういうふうに整理されているのかなっていうのがちょっと気になったんですけど。
1:35:05	北海道電力山川です女川さんの記載に合わせた部分と大井さんの記載に合わせた部分で、
1:35:12	ちょっと整合が出てきているのかなというふうに今、感じました。はい。
1:35:19	規制庁がちょっとすません行動書いてるかにもよると思うんですけどちょっと先行の記載ぶりと比較して何かうまく収まるように整理をできたらちょっと検討願いたいと思うんですけど。
1:35:32	はい。北海道電力の藤田です。ちょっと資料全体で、不整合があるようですので、改めて、
1:35:40	センコーの記載を見てですね、記載は統一するようにしたいと思います。
1:35:47	規制庁で紹介しました。
1:35:59	藤規制庁平本です。
1:36:01	1－11－39 ページなんですけども、
1:36:07	ここの⑩番のところで、
1:36:12	雨水を、通常水位の範囲内の利用注水流量を調節すると、書いてあるわけですが、
1:36:19	先ほどの、
1:36:26	想定事故 1 の、
1:36:29	そうですけども、
1:36:37	資料 5－2 の、想定事故 1 の比較表で、
1:36:42	4 ページのところに、
1:36:47	ここでは
1:36:49	大型、
1:36:51	送水ポンプ車の間欠運転によりと書いてあって、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:55	女川さんのこの 4 ページの記載は間欠運転または流量調整と、
1:37:04	ここは、女川さんの
1:37:09	記載から、
1:37:11	藤泊で変え、
1:37:14	今月運転にしたと。
1:37:17	いう理由とそれからそれが、
1:37:19	この評価に何か影響があるのかどうか。
1:37:22	というのを教えてください。それと、
1:37:24	ここと、それからさっきの遠い、11－11－39 で、
1:37:29	注水流量を調整する。
1:37:33	と書いたり、
1:37:34	間欠運転すると書いたりっていうのはどういうことなのかなというのをちょっと教えてください。
1:37:55	ちょっとお時間ください。
1:39:04	北海道電力の藤田です。
1:39:07	1－11 の 39 ページですね、この添付資料、なんでしたっけ。
1:39:15	資料 4－3 ですね、4－3 の 1－11－39 ページの女川さんの欄の⑧番、こちらに間欠注水と、
1:39:26	あと流量調整と両方書いてんですけども、泊も同じように、間欠運転とする場合、例えばピットの方がオーバーフローしそうであれば止めなきゃいけないということもありますし、
1:39:37	あと調整ができるんであれば、調整した方が好ましいので調整をするということを両方考えられますんで、翁長さんの記載が適切かなというふうに考えてます。
1:39:47	ちょっとこれを参考に我々の適切な表現を記載させていただきたいと思います。
1:39:55	検討していただけるということで、お願いしますそれで、ここを変更することによって、泊さんの
1:40:05	評価に影響があるかどうかはどうでしょう。
1:40:20	北海道電力。
1:40:22	北海道電力古谷でございます。有効性評価農法の蒸散量が約 19 立米パーアワーぐらいで、水位低下していきますけれども、
1:40:33	ポンプ車としては低角で 300 立米ぐらいあるポンプ車ですので、間欠運転でも流量調整でも、
1:40:42	評価上には問題ないというふうに考えてございます。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:47	以上です。
1:40:51	了解しました。衛藤。私からは以上です。
1:40:59	規制庁秋本です今のお話ちょっと聞いてて、
1:41:03	何か、
1:41:04	最新の審査実績の取り込みが、
1:41:08	うん取り込みっつーか分分析なのかがちょっと甘いような気がしたんで、
1:41:13	ちょっとちゃんと、
1:41:15	やってもらえます。
1:41:21	はい。北海道電力の藤田です。
1:41:24	コメントを受け承りました主
1:41:29	この辺、
1:41:30	ＰＷＲに合わせたっていうところもあって、少し翁長さんの記載、見るのが不十分だったかなというふうに思っております全体的にもう一度しっかり確認させていただきたいと思います。
1:41:52	規制庁秋本ですちなみになんですけどジシュでは、設置している配管にはディスプレイだはついてないっていう理解でいいですか。
1:42:04	北海道電力古谷でございますご認識の通りスプレッドがついていなく、注水できる設備ということで考えてございます。以上です。
1:42:39	規制庁秋本ですすいません想定事故１にもちょっと戻っちゃうんですけど、いいですかすいません。主資料５－2、
1:42:47	先ほど添付の 3、7.3. 1.2 の
1:42:54	2 で、保安規定の下部規定に、
1:42:58	移動させないことを記載するっていうのを、宣言する箇所を説明していただいたんですけど。
1:43:05	これって、
1:43:07	添付資料なんですけど、
1:43:10	本文側には記載はないってことなんですか。
1:43:20	はい。青木です。現状テンジュウ本文の方には記載しておりません。ただそういう点では歩可能。
1:43:28	有効性評価で用いてるもの、すべからくそういうふうな記載をしてるわけでもありませんですし、審査会合の場でしっかり説明させていただきますので、そこは当社責任を持ってやらせていただきたいというふうに思います。
1:44:04	宮本ですけどちょっといいですか。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:08	どうぞ。
1:44:11	先ほどちょっと秋本からも平本さんからも話あったと思うんだけど、
1:44:16	ＢＷＲの確認を是不足してるって、
1:44:21	今、
1:44:23	司会審査再開してもう半年以上たって2、今まだこの現状って、
1:44:29	これどういう認識をされてるんですか。
1:44:38	北海道電力の藤田です。
1:44:41	すいません。申し訳ございませんとしか言いようがないんですけれども、私どもとしては、
1:44:50	Ｂの方も、Ｂさんの方も眺めてる並べてるじゃないですね確認してるつもりではいたんですけれども、
1:44:59	やはり
1:45:00	十分ではなかったかなと、いうふうに今反省しております。
1:45:05	ちょっともう一度確認させていただきたいと思います。
1:45:10	宮本ですけど別に
1:45:14	この資料自体を、
1:45:17	チェック、まとめてチェックされてる方っていうのは、
1:45:22	どういう認識でされてるかだけ確認したいんですけど要は、
1:45:26	修正してもらうのはそうなんですけど、
1:45:29	これって、もう当初の段階、要は審査再開の段階から同じことを繰り返して言っていて、
1:45:36	これ、来月に向けてまとめをしようという段階でこちらからの指摘でまだその状態というのは、
1:45:44	事業者としてのチェック体制ってどうなってるんですかってことなんですけど。
1:45:53	北海道電力の石川ですけれども、事業者としてのチェック体制としてはこのさ、最新の審査知見を取り込むっていうことに関しては、認識してやってきているつもりなんですけれども、
1:46:04	Ｓｓ－Ａ有効性評価についてはちょっとやっぱりＰＷＲプラントの設備運用に引っ張られるというところもあってちょっとそっちを眺めながらやってるともちろん、
1:46:16	最新の審査実績として、女川を、を参照してはいるんですけども、今回ちょっとご指摘あったところについては、抜けていたということで、このチェックしてるものも、最新の審査実績を参照するってことは、十分認識してやってるつもりですけども、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:32	事実として今回出てきたということで、先ほど藤田の方からは、全般的に見直しますというご発言をさせていただいたという次第です。
1:46:43	規制庁美馬です。わかりました。確実にやっていつまで、今月中にやってくれるんですか。
1:46:55	藤田さん言って、
1:46:57	北海道電力の藤田です。
1:47:00	はい。今月中にやらせていただきます。はい。以上です。
1:47:06	いやしっかりやってくださいお願いします私から以上です。
1:47:12	規制庁秋本です。
1:47:14	それで、
1:47:17	さっきのお話は、
1:47:21	本文有効性評価じゃないくてもいいのかもしれないんですけど、テンパチか。
1:47:30	テンジュウとか、
1:47:32	にはどこかしら、何、何かしら、
1:47:36	書かれることはない感じです。
1:47:43	北海道電力芝田で先ほど青木も言った通りテンジュウで縛らなければいけない運用で結構たくさんあって、保安規定に展開してるものが多い中、ここだけ書くってことに対して、
1:47:56	もうあんまりこだわるものではないですけども、ちょっと聞いな感じがするっていうふうなのが先ほど青木の鍋田会頭だったかなと。
1:48:08	その違う例が山ほど、
1:50:13	規制庁脇本です 1.11 は以上ですか。
1:50:21	ごめんなさい規制庁から犠牲と言ってん 11 の比較表の 146 ページをお願いしたいんですけど。
1:50:31	漏えい緩和の図があって、
1:50:35	これもうちょっと何か説明書きか何かを入れられないかなってちょっと思ったんですけど何かこれだけ見るとなぜかよくわからなくて縁はステンレス鋼板なり、何とかとかいう、
1:50:46	用語を追記いただけないかなと思うんですけど。
1:50:51	はい。北海道電力山川です。女川さん並みではございますが、この資格が何なのか、このログが何なのかというような設備名称をいえるなど、適正化を図りたいと思います。
1:51:10	規制庁秋本ですちなみにその 2 個ぐらい後で 149 ページで、
1:51:16	燃料取扱とＴＰ33.1 っていうのはあるんですけど、これは、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:26	何ですか、お風呂っていういうんでしょうけ、
1:51:30	そのフロアの高さっていう理解でいいんですか。
1:51:34	北海道電力山川ですオス、その通りでございまして床面オペレーションフロアのレベルになります。
1:52:03	はい。北海道電力山川ですまだ 33.1 メーターがここにあるので、この記載にあるのはわかりづらいと思いますのでオペフロのところに、38、3.1 メーターの場所だよっていうのがわかるようにしようかなと。
1:52:16	今考えております。
1:52:36	規制庁アキモトですそれではじゃあ、1.11 以上で 54 条お願いします。
1:52:48	はい。北海道電力の内谷です。50 条のご説明を始めます。山川と同じで前回が結構不以前のヒアリングでしたので、
1:53:01	記載の適正化等を結構やってございます。まずは、資料 4－6 のコメント回答リストと、
1:53:12	比較表。
1:53:13	四角表は資料 4－4 です。こちらを中心にはいたし、ご説明いたします。
1:53:19	コメント回答リストは表面は 1 回目のヒアリング、2 回目のヒアリングでご回答したもの、裏面というか 2 分の 2 です。
1:53:31	コメントＮｏ．5、ＴＰの表記についてプラスマイナス等もた上で展開とかしている話ですけれどもプラスのＴＰについてはプラスは記載しない。
1:53:42	マイナスのときだけ記載するということで統一して、今堀田城もやっております。
1:53:50	そして、ナンバー6 番、自主対策設備の概要図への記載について先行実績を踏まえて記載の考え方を整理することということで先行プラントの系統図においても、関係する自主対策設備は割と書いています。
1:54:07	ですので他社並みに自主対策設備は記載しておくことにいたします。従いまして特に追記なり削除なりした部分はございません。
1:54:18	ナンバー7、
1:54:21	記載の適正化です。
1:54:24	水の漏えい等により、何、また異常な低下によりってなってた部分が夜にしています。これは 2 月 28 日の審査会合の時点でもうすでに適正化していたかと思いますが、
1:54:38	コメント回答リストとして出すのは今回が初というような部分でございます。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:43	ナンバー8 番、特例装置に対してですけれども、内部に冷却器とか、コンプレッサーとかドライヤがあるのでそれをちゃんと書くように、伊方がそういう書き方をしていました系統図ですね。
1:54:59	比較表でいきますと 40 ページ目。
1:55:03	空冷装置って一つの四角で書いてたんですけれども、コンプレッサーとドライヤーを書き分けるような形で記載の充実を図っています。
1:55:14	ですね。
1:55:18	比較表の 3 コメントナンバー9 番。
1:55:22	ＡのＳＦピットＢのＳＦピットもこちらも用語のお話でした。ー入れるのかとか、
1:55:29	その辺が不統一でありましたので、
1:55:32	ＡとＢを区別して表記する場合はＡ－Ｂ－で表記を統一いたしますというふうにルール化して
1:55:44	やってございます。単純に一つでしか言わない場合は、使用済み燃料ピットと言っています。
1:55:51	コメント回答としては以上で規制、記載の適正化リストの方ですけれども、資料 4－8、こちらはもう
1:56:01	それこそ、前回が
1:56:05	その後のヒアリング、記載整合を図ってきたものを展開してきましたということをばかりですので、ご説明は、
1:56:16	省略いたします。
1:56:19	以上でございます。
1:56:27	規制庁秋本です。では、確認に入ります。
1:56:31	コメント回答リストは、
1:56:34	私からは特にはないんですけれども、
1:56:38	取りまとめた資料の 3 ページで、
1:56:45	さい。
1:56:52	採算で、大飯 34 は、放水方針にあたって、
1:56:57	泊では、一応組み合わせに似て構成を設備構成しているんですけど、
1:57:05	これってあれですかね、何か、
1:57:09	何かっていうか他のやつとかだと
1:57:13	先行審査実績あるの内の問題で、
1:57:19	何とかと同様であるにするのか、
1:57:24	これはオリジナルなんですっていうのがわかるように、設備の方ってしてなかったんでしたっけ。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:31	北海道電力の内谷です。他と同様とかっていうことを、を書き出してきておりましたが、
1:57:42	はい、シングルプラント。
1:57:45	である。伊方3号炉とか、そういうのは普通に1台プラス1個でやってございますので、
1:57:56	伊方と同様とかを記載、追加いたします。
1:59:54	規制庁アキモトでそれではその他、54条関係いかがでしょうか。何かありますでしょうか。
2:00:04	規制庁の片寄と比較表の54－24ページを、
2:00:09	お願いします。
2:00:11	上から3パラ目の真ん中ぐらいなんですけど、
2:00:16	記載だけなんですけど、設置場所にて搭載する車輪どめによる固定って書いてあって、
2:00:22	何か設置場所で積むようにも読みたりするのかなあと思ってこれ普通に多いの生かして、車輪どめを搭載し設置場所にてっていう、
2:00:32	記載でいいのかなとちょっと思ったんですけどそこはいかがでしょうか。
2:00:38	はい。北海道電力の井谷です。
2:00:43	はい。図書、
2:00:44	まず、
2:00:46	大井ベースの搭載するという情報を入れたかった。
2:00:50	それを女川スタイルの書き方に入れたらこうなってしまったというのがはい。すいません正直なところでございます確かに読みやすいのは、
2:01:01	大井の方だであり、言ってることは一緒ですので、
2:01:09	前後入れ替えといいますか。はい。
2:01:12	藤さん、車輪どめを搭載し設置場所にて固定。
2:01:15	に見直したいと思います。他場にも出てきますので、他場もあわせて、
2:01:21	と考えます。
2:01:23	はい、規制庁開催了解しました。
2:01:31	衛藤規制庁平本です。
2:01:33	54－18ページ。
2:01:37	何ですか。
2:01:39	ここに、スプレイヘッダの、及びの下ずーなんですけども、この2行、合計4行保管するって書いてありまして、
2:01:49	この2個というのは多分1セット2個のことかなと思うんですが、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:55	それと大井の記載は1002個って書いてあるんですけども、
2:01:58	さ泊では、単に2個と書いて言ってないということなんでしょう。
2:02:34	はい。北海道電力の井谷です。考え方としては、1セットが2個で、同じ1セット分の予備を持つと。
2:02:45	いう発想をですね大井に対しては、大井さんは34号炉対ですので、共用で2行ですけど、泊岩間シングルですので、増しシングル。
2:02:58	で、2個持つつもりです。
2:03:02	そういう意味で1セットなんてセット分持ちますという宣言として、あった方がわかりやすいかと思いますので、追加したいと思います。
2:04:46	えっと、北海道電力の井谷です。今1セット予備も1セットであるから2個というふうに入れると申し上げましたが、他の可搬型設備の予備の記載ぶりなんかも確認した上でですね、記載検討したいと、検討したいと思います。
2:05:05	規制庁平本です。よろしくお願いします。
2:05:09	私からは以上です。
2:05:14	規制庁秋本です。54条、その他いかがでしょうか。
2:05:18	よろしいでしょうか。
2:05:20	そしたら今日も何個かあったあったんですけど、また引き続き資料を確認して、必要に応じて事実確認は行っていきたいと思いますと。
2:05:32	いうことで54条と1.11、ＳＦＰ関係ですね終わりにして、続いて、
2:05:41	1.2ですかね、ちょっとナウ大分長くやったので10分間休憩をさせてください。
2:05:50	はい。
2:05:56	規制庁脇本ですそれではヒアリングを再開します。では、まずは1.2でいいですか。
2:06:05	中根。はい。1.2から説明お願いします。
2:06:08	はい。北海道電力の藤田です。それでは1.2の方から説明させていただきます。
2:06:13	1. 11と同じで、こちらも介護終わったとしばらく、
2:06:18	ヒアリングですね、後々時間たっておりますので、
2:06:23	結構黄色くなってますが、実習生、他の条文から金田、実習生等を行ってございます。では説明は大戸の方からさせていただきます。
2:06:35	北海道電力の太田でございます。技術的能力1.2についてですが、先ほどご紹介ありました通り2月2日の審査会合のヒアリングとなりまして、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:46	今回新たに添付資料を追加してございます。
2:06:50	刑務所につきましては比較表の資料、
2:06:55	2－3 の目次で一覧を比較できますけども、泊のテーブル資料につきましては先ほど言いました比較表の目次で示している通り、
2:07:05	泊のユニークの添付資料についてはございません。
2:07:09	基本的に炉型が同じＲ、大井の参照を基本とした上で、ＡＢＷＲと共通する資料については女川の申請企業実績審査実績を取り込んだ内容としております。
2:07:23	続きまして、
2:07:25	前回ヒアリングにおけるコメント回答についてですが、前回ヒアリングにおけるコメントはございません。
2:07:32	資料 2－5、移しましてコメント回答リスト、付けてございますけども、
2:07:39	前回ヒアリングの回答内容をグレーアウトしただけですので、今回新たに回答させていただく案件はございません。
2:07:48	続きまして資料の 2－7。
2:07:51	適正化箇所リストについてお願いします。
2:08:01	資料 2－7 なんですけどもこのリストの中から 1 件ご説明させていただきたい事項がございまして、リストのですね 20 ページお願いいたします。
2:08:20	リストの 20 ページのリストの一番上のナンバー107、
2:08:25	でございますけども、現場逓増操作による、主蒸気逃し弁の開操作の、
2:08:31	手順の着手の判断基準について見直しを行ってございます。
2:08:36	内容としましては適正化内容の新旧の記載を、ＡＭに比べていただきますと、
2:08:42	キュウワーの下線部の記載を削除することにより、先行ＰＷＲと同等の記載に見直しを行ってございます。
2:08:51	削除した下線部につきましては、炉心損傷が図れる場合に主蒸気逃し弁の冷却を行うこと。
2:08:58	明確にするために、泊独自で記載していたものでございますけども、他の審査項目でのコメントも踏まえまして、改めて記載内容について見直しの検討を行いまして、
2:09:11	泊と設計方針が同じプラントには、この記載はございませんので、先行プラントというこの上がった記載を見直しを行ってございます。
2:09:21	以上でして技術的能力 1 の説明については以上です。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:28	規制庁秋本ですそれでは確認に入りますあのさ、今、説明していただいたことは、順次ちょっと確認してな。
2:09:38	記載表現が合わせられるようなところは、合わせる方向で多分いや、そういう作業をやっていただいてるんだと思うんですけれども、
2:09:47	意味のないところは、合わせるとかですねそういうことは、順次やってっていただければと思います。
2:10:01	規制庁アキモトでその他何か確認する、ありますでしょうか。
2:12:49	規制庁脇本ですそれではじゃあ、1.2 は、
2:12:53	いろいろほか、よろしければじゃあ 45 条の説明をお願いします。
2:13:04	北海道電力田口です。45 条について、コメントリスト、資料 2－6 と、記載適正化勝率 2－8 で、変更。
2:13:15	してきた概要をご説明いたします。
2:13:18	資料番号 2－6 の方で、6 枚ものになってますけれども最後の二つが未回答で残っていて本日回答といたします。
2:13:28	1 件目Ｎｏ．19 番です比較表の 45－13 ページに、非常用直流電源設備からの給電で駆動するポンプという記載を我々しております。
2:13:39	そこの部分なんですけれども、回答の方に書いておりますけれども、具体的には技術的能力の 1.2 で、これはタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプ及び工事油ポンプ、
2:13:52	という名称が載っております。そういうことを、設備側にも記載していかがですかという、
2:13:57	コメント内容でした。
2:13:59	回答内容前半の方は先ほどお話した通り、技能の方では明示している 45 条の方では、ポンプ名称を明示せずに、
2:14:09	多様性を主張するために、
2:14:11	尽力て電動駆動の工藤元の違いがありますということに重きを置いて記載しておりました。
2:14:17	設備名称を規制すべきかということを検討いたしましたけれども、
2:14:22	比較表の 45－13 ページに書いてありますけれども、大飯の 34 号機でも、具体的な設備名称は搭乗せず、人力による操作に対して、
2:14:32	常設直流電源を用いた操作と書いてますし、女川 2 号でも、
2:14:37	同様に設備名は搭乗せず、人力に対して、
2:14:42	電源駆動というような、
2:14:44	駆動方式の違いの表現に、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:47	とどまっておりますので、我々の記載も現状のまま具体的な名称ではなくて、人力と電動駆動の区別ができる記載のままとしたいと考えております。
2:14:58	次2件目、20番です。
2:15:04	こちらは
2:15:08	そうか。
2:15:11	ＰＷＲの時代にはなかった設計基準拡張という概念で、設備の整理をしましたので、その結果、ＳＡの時にてどうで、
2:15:22	タービン動補助給水ポンプを動かす重要な弁である起動弁について主要仕様が設計基準拡張としては既許可になかった状態になっておりました。
2:15:33	で、大井では一方、重要な弁として記載が入っておりますんでその差異が生じておりました。
2:15:38	これの始末のつけ方ですけれども、既許可で網羅されない範囲については今回、ＳＡ設備として新たに主要仕様を作って、
2:15:48	各条文単位の主要施設、設備として整理していきますのでそちらの方に記載していくというふうに、
2:15:54	いたしました。ですので、
2:15:56	設計基準拡張なんですけれども、
2:16:00	ＳＡ45条の主要設備として、
2:16:04	既許可に記載が乗るというような整理にいたしました。
2:16:13	ですので設計基準拡張側の方は既許可の記載のままいじらずに、今回追加するものに、新たに起動弁を記載しておくということで大飯と同じレベルの記載になると。
2:16:23	いう強い処理をいたしました。
2:16:28	次資料2－8適正してきたリストですけれども、先ほどお話出ている45条1.2関係については、大分長い期間空いてしまってますので、その間のものを全部網羅してきましたということと、
2:16:42	あと、回答内容の中に幾つか書いてますけれども、
2:16:46	ＳＡの手段が非常にている46条側でいただいたコメントを
2:16:51	45条側に具体的に反映しましたという記載で、適正化内容を規制している場所も、
2:16:57	あります。
2:16:59	基本的には45と46で同じような記載が出てくるところは、記載合わせをきちんといたしましたという修正の、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:07	内容。
2:17:09	です。
2:17:16	あと、ここ、この資料に関して言うと、
2:17:20	ごく最近いただいてるコメントはまた反映していかなければならないと思っていて、最近よく出る五名テクト及び並びの使い方特に最後に頭がつく場合どうするんですかというようなところはまだ、
2:17:32	この資料としては反映なっていませんけれども今順次反映していってる途中ですので、それは今後、適切に修正していきたいと思いますし、
2:17:40	原子炉建屋という表現もこの中にはまだいっぱい残ってますけれども、周辺法規等という表現に今後改めて資料また一巡させるというような修正をかけていきたいと。
2:17:52	思っております。
2:17:55	ご説明以上です。
2:18:06	規制庁脇本でそれでは確認に入りたいと思います。何かありますでしょうか。
2:18:12	確認したいこと。
2:18:13	質問コメント等でいいんですけど。
2:18:15	よろしいですか。はい。
2:18:20	規制庁、伊勢土肥比較表の 45 条、45－3 ページをお願いします。
2:18:27	ちょっと細かいんですけど、青字のところで蓄圧タンクの水って書いてて、比較対象の方を見ると、ホウ酸水をっていう記載、井川ですねなってて、
2:18:43	これは資料中で、水でいくっていうふうに統一されてんでしょうか。
2:18:51	北海道電力田口です。
2:18:53	こちらですけれどももともと大井と同じように放散性という記載をしていたものを、ここで規定するのはホウ酸価値ではなくて単に水の冷却ですよねという議論。
2:19:03	機能というか、お話をさせていただいて、記載としては水に統一しております。
2:19:09	規制庁いざ了解しました。私から以上です。
2:19:22	規制庁の平本です。45－23 ページでちょっと教えてください。
2:19:29	ここは試験検査の項目で、
2:19:33	例えば、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプはって書いてあって、
2:19:39	発電用原子炉の運転中または停止中に分解が可能な設計とすると。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:47	発電用原子炉の運転中または停止中に分化が可能な設計とするっていうのは、他の設備も、共通で書かれているようなんですけれども、
2:20:00	こういう書き方っていうのは他の先行プラント等にもあるんでしょうか。
2:20:10	北海道電力田口です。センコーに例がないかと言われるとまずは、
2:20:15	あると。
2:20:16	いう回答になります。
2:20:19	ただ、
2:20:21	ここの記載に関しては、他の先行審査プラントでは、今やっている時期を書いているというふうに我々理解しています。その時に、プラントの停止中でも運転中でもできるような設備については、我々と同じような記載を今、
2:20:36	している。
2:20:37	という、
2:20:38	理解をしております。我々書いている今ちょうどお話していただいた、高圧注入ポンプと余熱除去ポンプ、現状どうかというと停止中に分解をしています。
2:20:49	はい。なんですけれども、じゃあ運転中に分解できないかといえば、今後確率論の話が入ってきて、
2:20:56	全体的な、
2:20:59	安全性が上がるというような判断になれば、運転中にやることも可能になってきますので、ちょうど今そういう検討も盛んになってきているので、我々の書き方としては、格納容器の中とか運転に、
2:21:12	使っている設備がもうこれは停止しなければできないから停止中と書いてます。それ以外のもので、安全系の設備であれば、待機状態ですから、運転中でも分解中でも基本的にはできるというような記載で統一をしております。
2:21:26	回答以上です。
2:21:32	わかりました。いやちょっと聞きたかったのは、待機中ではあるんだけども、これ分解点検しようと思ったら待機除外になるわけで、
2:21:41	そういう設計にするっていうプランと他にあるのかなと思っただけですけどもそれはどうなんでしょう。
2:21:51	北海道電力田口です。
2:21:54	待機中のものを待機除外して、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:57	点検するために特別な系統設計がいるかといえば、特にいらないという理解です。
2:22:03	ポンプであれば前後の隔離弁を確定電源を落とせば、基本的にはスタンドアローンで、
2:22:09	点検に入ると、ただその状態でいくと多重接地しているものの、安全性が半分になるので、それがＣＤＦとかにどう効いてくるかという評価に寄ってくるんだという思いです。
2:22:25	山を持ったのは、
2:22:28	規制庁平本です。ご説明は理解しました。で、
2:22:32	衛藤。
2:22:34	保安規定でね。
2:22:35	そういう運転をするような保安規定なんか多分なってないと。
2:22:41	理解してまして、ところではそういう設計にすると書いてあるんですけども、
2:22:47	そう例は、整合がとれてるのかなと。
2:22:52	思ったわけですけどもそれはどうでしょうか。
2:22:55	北海道電力、田口です。衛藤設備設計としてはこういうことができるように設計すると記載しておくのは特に、おかしいとは思ってませんで、お話いただいたように、
2:23:06	保安規定で認められなければその運用はできないわけで、
2:23:10	保安規定側がそういう時代になって、確率論的に評価してやってもいいよというになっていけばこの設備で設計、
2:23:17	しているという状態であれば、できるようになるという理解です。
2:23:28	ご説明いただいた内容は理解しました。ありがとうございます。私からは以上です。
2:23:35	規制庁脇本ですそれでは、その他よろしければ 46 条側に行きたいと思いますが、まずは 1.3 からですかね。はい。お願いします。
2:23:50	北海道電力の太田でございます。
2:23:53	続きまして技術的能力 1.3 につきましても 3 月 6 日の審査会合後のヒアリングとなりまして、
2:24:01	まず、前回の 2 月 1010 日のヒアリング時におけるコメント案。
2:24:08	案件が 4 件ございますので、まずそちらの回答からさせていただきます。
2:24:13	資料 3－7。
2:24:16	のコメント回答リストでございますが、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:20	リストの 5 ページお願いいたします。
2:24:25	№15 から始まりますけども、
2:24:28	それ以前のものをすべて、その前に回答していただいた案件ですべて回答済みでグレーアウトしてますので、№15 からの 4 件の回答になります。
2:24:40	まず№15 ですけども、大飯に記載の主蒸気逃がし弁のＡＩＤドーザ可能な環境条件を明確にすると。
2:24:48	いう記載について、泊への記載の要求を検討して説明することと、コメントをいただいてございます。
2:24:56	愁傷修正内容につきましては、比較表資料 3－4 の比較表の 22 ページお願いいたします。
2:25:13	比較表 22 ページの泊欄の下段のところに括弧し、加圧器逃がし弁及び主蒸気逃し弁の作動管可能な環境条件と、
2:25:25	いう記載がございますけども、本項については、女川の審査実績を踏まえまして、審査基準の要求事項に合わせた文章構成としておりまして、
2:25:35	加圧器の処分については、格納容器内のやつを考慮して、窒素加圧ボンベによる加圧圧力を設定するため、加圧器逃し弁のみを対象として、この
2:25:47	下項目を設定しておりまして、周辺の処分については格納容器外の原子炉建屋にて現場で動作をするという手順でして、
2:25:58	本項目の整理対象外としておりましたけども、主力の 50 点は現場定量調査であるということを明確するために本、本項目黄色ハッチングした箇所を追加してございます。
2:26:12	の記載についてはですね比較表の 20 ページですね。
2:26:21	比較表 20 ページの一番
2:26:25	上のところまたと、記載してるところ箇所でございますけども、
2:26:29	塩見名越便が動作可能な環境条件を明確にするというこの記載がございまして、泊は先ほどのところでこの記載事項をしていただいていただいております。
2:26:40	ほぼこういう記載のところ、うそそういうような変に、
2:26:45	文書構成の通りとしまして、泊は先ほどのところに記載を整理していますと、いうことを記載を追加してございます。
2:26:55	続きましてリストに戻っていただきまして、ツ率等のナンバー16 でございますが、比較表の 28 ページお願いいたします。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:11	泊の下段のところでございますけども、自主対策設備とする理由を整理している項目でございますけども、黄色ハッチングの、当該手段の準備に要する時間の記載がなかったため、
2:27:24	大井と同様にその作業時間について追記してございます。
2:27:31	№16 は以上でして続きましてな回答率の 17 番でございますけども、
2:27:38	インターフェイスシステムＬＯＣＡ発生時における、余熱除去ポンプの入口弁の遠隔操作を行うための装置のＳＡ設備か、
2:27:48	についてでございますけども、当該設備を重大事故等対処設備とするための設計要件を現在確認中。評価中でございますので、評価結果を踏まえて改めて回答させていただくこととします。
2:28:05	続きましてナンバー18 でございますけども、比較表の 75 ページお願いします。
2:28:19	Ａ泊欄の中段辺りの黄色ハッチングしてる箇所でございますけども、
2:28:25	一次冷却系を減圧して漏えい量を抑制すると。
2:28:29	いう記載がございますけども、女川の規制内容を参照しまして、減圧することによりどこへの漏えい抑制するのかというのを明確する明確にするために、
2:28:40	漏えいする建屋の記載を追記してございます。
2:28:44	コメント回答については以上でございます。
2:28:48	続きまして記載適正化箇所リストでございますけども、
2:28:54	資料 3 の、
2:28:55	9 ですね。
2:28:57	このリストの中から、1 件説明させていただきたい案件がございまして、比較表の 134 ページお願いいたします。
2:29:17	比較表の 134 ページでございますけども、ここはインターフェイスシステムＬＯＣＡ発生時の手順のタイムチャートを整理しておりますけども、泊のタイムチャートで、
2:29:29	黄色枠で囲っている箇所でございますが、
2:29:32	ここはもともと個々の作業を行う要員をそれぞれ運転員の 1 名による単独作業としておりましたけども、作業員の安全に配慮しまして、
2:29:42	それぞれの作業災害対策要員へ 1 名ずつ追加しまして、二名の作業に見直しを行ってございます。
2:29:52	記載適正化箇所リストからの説明は以上になります。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:56	あと、1.2 同様今回新たに添付資料、追加してございますけども、1.2 と同様に泊ユニークの資料はなく、多いと。女川の審査実績を踏襲した資料構成となってございます。
2:30:11	機能 1.3 の説明については以上です。
2:30:16	すいません。北海道電力の藤田で 1 件だけ、補足させていただきます。
2:30:21	資料 3－7 の№17、こちら後日回答予定ということで、それはまた後日回答させていただくんですけれども、ただいまの方針としてはもうこれはもちろん重大事故等対処設備にするという方針でございます。以上です。
2:34:47	規制庁アキモトでそれでは確認に入りたいと思いますと。
2:34:53	何だっけ。1.3－75 ページで、
2:34:59	追記いただいたＩＳＬＯＣＡの
2:35:03	どこに入る、漏えいしていくのっていう話なんすけど建屋とあと、補助建屋内も入ってく可能性があるんでしたっけ。ちょっとそこが、
2:35:14	理解してなかったんすけど補助建屋も、
2:35:18	何だろう、同意していくリスクがあるんでしょうけど、
2:35:28	北海道電力太田でございます。ＲＨＲポンプ入口弁とか設置したり設置しているエリアたりクーラー設置しているエリアは、原子炉補助建屋内になります以上です。
2:37:31	規制庁アキモトですそれでは、1.3 は、
2:37:36	よろしいでしょうか。
2:37:38	はい。
2:37:42	規制庁平本です。ちょっと、幾つか教えて欲しいんですけども。
2:37:47	1－3－23。
2:37:52	加圧器逃がし弁の加圧器逃し弁の排圧対策ですが、
2:37:58	ここで、
2:38:04	その設定値なんですけどね、
2:38:07	原子炉格納容器内の図録が最高使用圧力の状態、0.283ＭＰａ。
2:38:14	となる前に、
2:38:17	勝木飯沼氏弁を作動させることができるよう、
2:38:20	書道窒素を供給するって書いてあるんですが、隣の衛藤女川の方は、
2:38:27	最高使用圧力の 2 倍の状態となった場合でも、確実に作動させることができるようと書いてありますけど、この違いをどういうふうに、
2:38:37	考えたらいいんでしょう。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:51	北海道電力古谷でございます。衛藤香月逃がし弁の、窒素ガス本米の設定圧力について、
2:39:01	再交渉圧力となる前にというところについてはＰＷＲの中で大井さんと同じでございまして、
2:39:15	少々お待ちください。
2:39:21	北海道電力藤江でございます。江藤比較表の 1－3－55 ページをお願いいたします。
2:39:36	1－3－55 ページの左の方にですね
2:39:41	加圧器逃がし弁の青井さんの地質ボンベの設定圧力についても最高主圧力 0.392ＭＰａに対してということで設定しておりまして、
2:39:52	これはＰＷＲとしては考え方は同じでございます。
2:39:57	有効性評価のですね
2:40:00	加圧破損格納容器の過圧破損の事故シーケンスでもご説明していると思いますけれども、
2:40:07	良い炉心が溶融してですね、ＲＶ破損、スルーして、
2:40:15	溶融炉心が落下するまでですね、
2:40:20	ＣＶの圧力としては最高使用圧力までは上がらないというのは解析評価結果でわかってございますので、
2:40:28	とそ高温までに、加圧器逃がし弁を開けるというところも有効性評価の、
2:40:34	タイムチャートでお示ししておりまして
2:40:37	0.283 になる前に、つまりはハードウェア破損、
2:40:42	する前までに、加圧器逃がし弁で 2ＭＰａまで減圧するという手順で考えてございまして、
2:40:51	窒素ガスボンベの設定圧力もその 0.283 最高使用圧力で考えているというところで少しＢＷＲさんとの設計の違い、考え方の違いがございます。
2:41:03	以上です。
2:41:12	わかりました。
2:41:14	規制庁平本です。わかりました。そこら辺、
2:41:17	江藤翁長等、
2:41:19	違うことは、どっかに書かれてるんでしょうか。
2:42:27	北海道の 6 大田でございます。基本的にここはＰＷＲとＢＷＲの設計方針の違いということで、ＡＢＷＲの永尾さんにつきましてはこの 2 倍とかですね。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:42:37	圧力についてはグレーハッチングしてますので、ここはＢとＢの相違ということで理由は整理してございませんけどもハッチングで整理しているという状況になります。以上です。
2:43:00	はい。北海道電力、内谷です。で、今、
2:43:05	古家が説明したような内容については
2:43:10	衛藤設備側 46 条の比較表の
2:43:15	46－74 ページ。
2:43:19	ここで設備側の環境条件として考える支部圧力の違いとしての説明なんですけれども、
2:43:28	青字で右上の方ですね。
2:43:33	間考慮すべき、格納容器の圧力が時期が違いますというようなことを、設備側には記載してございます。
2:43:52	あと北海道電力古谷でございます技術的能力側にも同様の層理をし、書きたいと思います。以上です。
2:44:02	規制庁平本です。了解しました。
2:44:08	規制庁平本ですもう 1 点、ちょっと教えてもらいたいんですが、
2:44:13	1－3－53 で、
2:44:16	主蒸気逃し弁操作用かつ、可搬型空気ボンベの設定圧力なんですけども、
2:44:23	大井と泊で、
2:44:26	設定圧力が違いますよね。これはどういう、そのプラント固有の設定値のそういって書いてありますけどこれはどういう理由なんでしょう。
2:45:01	北海道電力大田でございます。これプラントによってそれぞれ設計値、違いますけども、
2:45:09	ホールスリーループの弁の容量とかそういうところの違いもあり、あると思いますけども、
2:45:15	泊については 0.59 と。
2:45:18	同じスーツリルートの伊方さんですと 0.46 と。
2:45:23	当間大井さんだと 0.6。
2:45:26	どうでしたっけ、05 ですね、ＰＷＲプラントとしましてはどこを同じ設定だとは違いますけども、確実に電電話を動作させるための圧力だということには相違ございません。
2:45:40	以上です。
2:45:51	プラントの仕様の違いだと、いうことですね。
2:46:07	わかりました。了解です。はい。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:46:14	規制庁がちょっと 1 点確認させてもらいたいんすけど、1.3－32 ページ、お願いします。
2:46:26	ここウェエート 2 パラ目でこれらの手順はで始まるところで、大岩。
2:46:33	手順等に定めるで女川は要領書とかの手順書とか図書ベースの記載になってて、泊でＡは運転手順書等で書いてあるんですけど下は、
2:46:46	下の方見ると手順っていう、何か両方まざってるような記載ですが、これはもう、こういう整理をしたっていう理解でよろしいですか。
2:47:28	と北海道電力古谷でございます。
2:47:31	女川さんのおっしゃる通りですね女川さんでいきます非常時操作手順書、兆候ベースということで、手順書の名称を記載してございますで、
2:47:44	これ女川さん、ＰＢＷＲとＰＷＲで、ちょっと記載方針がちょっと違いまして、
2:47:53	泊とかＰＷＲでいきますと、設置許可、
2:47:59	の何でしょう手順書の名称。許可としては、
2:48:06	運転、
2:48:07	手順、何々する手順、という記載で、
2:48:14	記載し、しております整理しておりますのでちょっとこの運転手順書という記載が適切かどうかちょっと確認したいというふうに思います。
2:48:26	衛藤。
2:48:28	ですのでＢとＰで少し記載方針が違うというところはございますこれは技術的能力の 1.0 でも同じ整理でやってございますのでここの
2:48:38	記載が適切かどうか確認させていただきたいなと思います。
2:48:43	規制庁加瀬了解しました。ちょっと 1 点気づいたんで
2:48:48	伝えさせていただくんですけど 1.3－84 ページお願いします。
2:48:56	ここ表はの手で一番右上の、
2:49:00	枠って手順の分類って書いてるんですけど、
2:49:04	次のペイジーわあ、手順書、4、4、
2:49:08	8 分のような手順書になってて、
2:49:11	記載が異なってて、
2:49:13	これ多分、1.2 を見ると多分、
2:49:16	4 枚目がやっぱり手順書ってなってちょっと、どっちが。
2:49:20	正しいのかわかんないんすけど、合わせたほうがいいと思うので確認しておいてください。
2:49:26	北海道電力太田です。承知しました適正な記載確認しまして統一したいと思います。失礼しました。そうですね、規制庁、私からは以上です。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:49:40	規制庁アキモトですその他いかがでしょうか。
2:49:43	はい。
2:49:44	ではよろしければ、46 条の説明お願いします。
2:49:53	北海道電力田口です。46 条のご説明をいたします。
2:50:01	資料はコメント回答資料が 3－8。
2:50:04	適正化処理側さんの中ですのでまずそちらをご説明いたします。
2:50:09	コメント回答の方の 3－8、1 件残ってまして 4 枚目の最後です。
2:50:15	№14、
2:50:17	何度か指摘いただいている内容で、やっと範囲になりましたということです。タービン動補助給水ポンプの主蒸気管からの取り出しのところにバルブが書いてあったりなかったりというのを統一いたしますという回答が非常に遅くなってしまいましたけど、今順次書く上反映中です。
2:50:35	コメント回答はこれ 1 件です。
2:50:38	適正箇所リストさんの中の方ですけれどもこちらも先ほどの 45 条と同じで、
2:50:44	いろいろな条文からの反映等を盛り込んでい。
2:50:48	ていたりします。この中で大きく反映しているのは前回ヒアリングしたときにいただいたコメントで、
2:50:56	コメントというか何かお話の中で出てきた内容のものを、ナンバー5 とか 6 とかそういうところで、
2:51:03	反映いたしましたというようなところが結構多くなっております。
2:51:07	記載の適正化というレベルで対応させていただいております。
2:51:12	もう 1 件ナンバー1 のところで、出所はここだったと思うんですけども、一次冷却設備なのか系統なのか系なのかみたいなところ。
2:51:21	の、始末も今、順次、
2:51:24	各条文で対応中になってますけれども基本的には設備を示す所属等を洗う時には、設備を使うけれども、
2:51:32	一次流局、
2:51:34	系統はもう使いませんというような、
2:51:37	ルールを決めて取り組んでおります。
2:51:40	それともう 1、
2:51:42	本日、補足資料の一つだけなんですけれども、
2:51:48	資料 3－3 の方で 46 条の 10 番目、補足資料の中に該当するものですけれども、
2:51:55	おつけしております。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:51:57	そちらの方、比較表。
2:52:00	が、資料3－6。
2:52:03	になりまして、それ1枚めくっていただきますとこの資料3－6。
2:52:08	で示している補足資料10というのはどういうものであるかというのを、
2:52:12	ちょっと表紙めくっていただいて1枚目のところに記載しております。
2:52:17	この資料というのは何が書いてあるかというと、
2:52:21	と原子炉容器のなか一の利用の上部側ですねそちらが高温状態になったときに、減圧に使用する設備内でいうと加圧器逃がし弁になりますけれどもそちらが高温耐性として問題ないのかと。
2:52:34	いうようなところを減圧がしたくなった時にきちんとできますよという説明をしている資料です。
2:52:41	補足、補足資料の方の比較表の1ページ目の上の方ですけれども、この資料がどういう関係でまとめ資料の中で置かれているかというと、女川の資料を確認すると、
2:52:54	真ん中のところに添付資料3.2. 2と書いてる、女川で有効性評価に、
2:53:00	ついている資料と、右の方補足資料46－13女川でつけている資料ですけどもそれが同じ内容が載っているという資料です。
2:53:10	どちらが生まれなのかちょっとはっきりはしないところありますけれども、基本的には耕雲寺でも減圧にきちんと機能する設備でありますという説明をしている。
2:53:20	資料ということは理解できます。
2:53:24	でやっている内容とか、表題だけそこに書き出していますけれども、基本
2:53:30	燃料の帳簿側より上の方で高になったものが、
2:53:35	小沼でいうとＳ／Ｒ弁のところにどのように熱影響がおよんで、それでもきちんと動きますという説明が書かれている。
2:53:43	資料です。
2:53:45	1点女川の補足資料の方でいくと、46－13でいくと、別紙の1というものが、有効性評価に加えて1つついているという資料構成になっていました。
2:53:56	こちらの方を評価するモデルルート、
2:54:00	方法等は同じなんですけれどもスプレイをしたときに、Ｓ／Ｒ弁の周りがさらに温度が下がって、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:54:08	機能限界を確認している温度に対して裕度が増しますというような説明がされている内容です。
2:54:15	で、下の方、1 ページの下の方が、泊の方の資料構成として、
2:54:21	考えたものです。
2:54:23	市泊の方で書いてるのは一番左側が大井の記載しているものに対して、真ん中で止まりで、
2:54:30	どのような今、有効性評価の中で、補足資料をつけているか、別紙の 1 と呼んでいる資料でついてましたけども中身を確認しましたが同じでした。
2:54:38	ここで説明している内容が、
2:54:41	加圧器逃がし弁に対して、高温の
2:54:44	内部環境状態を与えたときに、
2:54:48	どのような機能影響を与えるか与えないかというところですけれども、評価してる内容は、
2:54:56	比較表で言うと 6 ページのところに書いてある通りで、
2:55:00	真ん中あたり、バルブの絵が載ってますけれども、
2:55:04	内部流体のピンクのところが、
2:55:07	1000 度近くまで 1000 度ぐらいまで上がりますというような条件を与えて、それが駆動機構とか、制御している部分に対してどのように熱が伝達していくかと。
2:55:18	いうのを計算した結果をつけております。
2:55:22	上の方が
2:55:23	0 グラフついてますけれども 0 点が、
2:55:27	負担のところだったかな。
2:55:30	下の方にバルブの右側にメモリーがついてますけどそれに対応するものです。
2:55:36	ですのである程度離れると、この時Ｃｖの環境温度がもう 130 度という温度を想定してますのでほぼ環境温度になると。
2:55:45	いう結果を示しております。そこに、
2:55:49	計装品ですとかこの場で動くためには上のダイヤフラムの部分が生きてないと駄目なわけですけれども、それが 700mm以上先にあると。
2:55:59	いうような説明 700mmかちょっと、500 から 700 の間にありますというような位置関係にあって、
2:56:05	流体側が厚くなっても、これら、
2:56:09	機能を、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:56:10	担保するような設備には、熱の影響としてはほとんど及ばないということが説明されている資料です。
2:56:19	内容的には女川が説明してる内容と同じことを説明している。
2:56:24	ということが確認できましたので、有効性評価で、今回新たに見直した真ん中の列の記載をそのまま、
2:56:33	拘束資料 10 番として、
2:56:35	46 条の補足資料とします。説明は以上です。
2:56:42	規制庁アキモトでそれでは確認に入ります。こちら側から何かありますでしょうか。
2:56:56	規制庁がですねと、コメント回答のところではないですけど比較表の 46－26 ページをお願いします。
2:57:09	あと何かちょっとここ、一番上のパラグラフのところで記載が気になったんですけど、地上器逃し女川主蒸気逃がし安全弁は減圧するためにっていう記載になってて、
2:57:21	ともにいると蓄圧タンクは、
2:57:24	バウンダリを冷却することで減圧するっていう記載になってて、
2:57:29	大井を見ると蓄圧タンクは一次冷却系を冷却するっていう記載なんですけど。
2:57:35	何か、
2:57:36	バウンダリーを冷却するんですかねなんか一次冷却系を冷却して、
2:57:43	ファン取りを元あとそもそも、ちょっと減圧っていう記載がいるのかっていうのをちょっと気になってて、何か、女川と大井のをごっちゃになって何か、何が言いたいのかよくわかんないような文章だと思うんですけど。
2:57:59	北海道電力田口です。
2:58:02	まずもともとは、大井と同じ記載からスタートしているという状況から女川取り組んでいきました。今、
2:58:10	一次冷却系の方が適切ではないですかというようなご質問でしたけれども、
2:58:15	女川の季沙伊井が原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な設備の法律の言葉をそのまま使っていると。
2:58:23	理解したのでこの言葉を持ってきて、
2:58:26	その結果減圧、
2:58:29	という。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:58:32	繋がりになっていくかなと思います。Ｓ／Ｒ弁の場合直接減圧できるのでいいんですけれども、
2:58:39	蓄圧タンクはなぜ冷却水を注入して、
2:58:42	顔をしていく減圧に寄与するというところです。
2:58:48	ただ
2:58:49	どちらがわかりやすいかというと、
2:58:52	大井の記載の方が素直で見やすいなという気は今改めて思いますので、
2:58:58	ちょっと考えたいと思います。
2:59:01	規制庁会社了解しました。私から以上です。
2:59:11	規制庁秋本ですその他、いかがでしょうか。
3:00:01	規制庁アキモトですそれではその他いかがでしょうか。
3:00:07	よろしければ北海道電力の説明も以上でよろしいでしょうか。はい。また引き続きですねこちらの資料を確認して必要に応じて事実確認を行っていきたいと思います。
3:00:23	北海道電力、今野、よろしいですか。了解ということでよろしいでしょうか。
3:00:30	はい。北海道電力の藤田です。承知いたしました。今後ともよろしくお願いします。
3:00:37	規制庁秋本です。ではその他なければ、以上で終わりにしたいと思います。はい。本日のヒアリングを終了します。お疲れ様でした。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。